

付録4 様式の記入要領

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式の記入要領	<p>平成 25 年 3 月 31 日以降を基準日とする財政計算及び平成 25 年 3 月 31 日以降を基準日とする財政検証（改正後の財政運営基準に基づく財政計算を適用していない場合を除く）において、当実務基準を適用すること。</p> <p>なお、改正後の財政運営基準とは、平成 22 年 1 月 15 日付通知『「代行保険料率の算定に関する取扱いについて」等の一部改正について』（年発第 0115 第 1 号）第 3 による改正後の財政運営基準をいう。</p>	<p>平成 24 年 1 月 31 日「厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的取扱いについて（年発 0131 第 2 号）」及び平成 24 年 9 月 26 日『「厚生年金基金の財政運営について」及び「厚生年金基金の設立認可について」の一部改正について（年発 0926 第 1 号）』により通知の発出日から適用される内容については、平成 25 年 3 月 31 日前を基準日とする場合でも、本内容を適用すること。</p> <p>改正後の財政運営基準による初回の財政計算においては、変更前の数値欄を上段および下段に記載し、代行部分にかかる中段については「－」を記載する等、適宜わかるように記載する。</p>
様式③ーア～オ 総括表	<p>1. 書類の作成</p> <p>a. 様式③ーア（新設用） 基金設立の認可申請の場合に作成する。</p> <p>b. 様式③ーイ（合併設立及び分割設立用） 合併又は分割による基金設立の認可申請の場合に作成する。</p> <p>c. 様式③ーウ（再計算及び変更計算（一般）用） 財政再計算及び給付設計を変更する規約変更の認可申請の場合に作成する。</p> <p>d. 様式③ーエ（変更計算（合併）用） 合併にともなって、給付設計を変更する規約変更の認可申請を行う場合に作成する。</p> <p>e. 様式③ーオ（変更計算（分割）用） 分割にともなって、給付設計を変更する規約変更の認可申請を行う場合に作成する。</p>	<p>プラスアルファの（ ）内は、直近の財政計算又は財政検証で算定した給付現価（合併の場合は合併前の合計）に基づいて計算した値を記載する。</p> <p>数理債務＋最低責任準備金＋最低責任準備金調整額及び未償却過去勤務債務残高の（ ）内は、直近の財政計算又は財政検証の値を記載する。</p> <p>合併前は、直近の財政計算又は財政検証の値を記載する。</p> <p>分割前は、直近の財政計算又は財政検証で算定した値を記載する。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式③ーア～オ</p> <p>(続き)</p>	<p>2. グループ区分</p> <p>基本部分については、男女別に区分して記載し、加算部分については、標準掛金率(額)の計算上別の集団として取り扱う区分に応じて適宜区分して記載する。 給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに区分して記載する。</p> <p>3. 基金</p> <p>合併(分割)前及び合併(分割)後の基金名を記載する。</p> <p>4. 数理上掛金</p> <p>a. 基本部分の掛金 計、男子、女子欄に同一の掛金率を記載する。</p> <p>b. 特別掛金 弾力償却を実施する場合、下限掛金率を記載する。 段階引上げ償却を実施する場合、一括引上げをした場合の掛金率を記載する。 掛金拠出額算定の基準となる給与が標準掛金と異なる場合は、備考欄にその取扱いを記載する。 事業所により特別掛金異なる場合、定額償却又は定率償却を実施する場合等で本欄に記載することが困難な場合は、本欄は※等を記載して、その内容を備考欄や別表等に記載する。 加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込んで算定した場合、その具体的な内容を備考欄に記載する。 予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合、原則として予定利率引下げによる過去勤務債務の額以外の過去勤務債務の額に係る特別掛金の額との合算値を記載して、その内容を備考欄や別表等に記載する。合算値の記載が困難の場合は、本欄は※等を記載して、その内容を備考欄や別表等に記載する。</p> <p>c. 予定償却完了日 基本部分は、男子、女子の欄はブランクとし、合計欄のみに記入する。 予定償却完了日は、最終の予定掛金払込日の翌月1日を記載する。 弾力償却を実施する場合、下限掛金率に対応する償却年数による予定償却完了日を記載する。 定率償却を実施する場合、第4-4-(7)の「予定償却期間の算定方法」により、算定した予定</p>	<p>加入員に坑内員がいる場合基本部分を男子、女子、坑内員に区分する。</p> <p>基本部分については少数集団の取扱いを行った場合でも、原則として区分して記載する。</p> <p>様式③ーエ、オのみ</p> <p>基本部分は、合計欄のみに記載し、男女の内訳は不要(斜線で抹消する) 未償却過去勤務債務が確実に償却できるよう、予定賞与率に割掛けを行って特別掛金率を算定している場合には、「数理上の特記事項」にその取扱いを記載する。</p> <p>(例示) 平成15年3月まで掛金を払い込む場合の予定償却完了日 → 平成15年4月1日</p> <p>基本部分は、合計欄のみに記載し、男女の内訳は不要(斜線で抹消する)</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式③ーア～オ (続き)</p>	<p>償却期間に基づき算定する。 予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合、その予定償却期間と予定利率引下げによる過去勤務債務の額以外の過去勤務債務の額に係る予定償却期間とを比べ長い方を記載する。</p> <p>d. 特例掛金 第 4-4-(5)ーイ「次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額」の特例掛金を記載する。 掛金拠出額算定の基準となる給与が標準掛金と異なる場合は、備考欄にその取扱いを記載する。</p> <p>e. 数理上掛金率の表示 ・給与に対する率を表示する場合 千分率で小数点以下 3 桁目を四捨五入した値 ・1 人あたりの額を表示する場合 円未満を四捨五入した値</p> <p>5. 規約上掛金</p> <p>a. 標準掛金 規約に規定する掛金率を記載する。</p> <p>b. 特別掛金 掛金拠出額算定の基準となる給与が標準掛金と異なる場合は、備考欄にその取扱いを記載する。 事業所により特別掛金異なる場合、弾力償却、定率償却、定額償却又は段階引上げ償却等を実施する場合等で本欄に記載することが困難な場合は、本欄は※等を記載して、その内容を備考欄や別表等に記載する。</p> <p>c. 特例掛金 掛金拠出額算定の基準となる給与が標準掛金と異なる場合は、備考欄にその取扱いを記載する。 定額償却を実施する場合等で本欄に記載することが困難な場合は、本欄は※等を記載して、その内容を備考欄や別表等に記載する。</p>	<p>積立不足の予想額が確実に償却できるよう、予定賞与率に割掛けを行って特例掛金率を算定している場合には、「数理上の特記事項」にその取扱いを記載する。</p> <p>左記以外の取扱いとする場合は、備考欄にその取扱いを記載する。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式③-ア～オ</p> <p>(続き)</p>	<p>6. プラスアルファ</p> <p>次の計算式により算出した結果を百分率で小数点以下2桁目を切り捨てた値を基に以下により算定する。</p> <p>プラスアルファの計算に用いる給付現価は、加入員のみを対象とし、開放基金方式であるものとして算定したものとする。プラスアルファ算定に際して使用する予定利率及び予定死亡率は代行保険料率算定に使用したのと同じものとする。また、法第132条第2項に基づく給付現価の合計の計算に使用する基礎率(予定利率及び予定死亡率以外)は基本プラスアルファ部分の基礎率を使用するものとする。</p>	<p>プラスアルファの値は原則財政計算時に算定するが、具体的には次のとおりとなる。</p> <p>1. 算定する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金設立時 ・基金合併時 ・基金分割時 ・財政再計算時 ・給付の変更 ・給与規程の変更(文言上のみの変更は除く) ・定年延長 ・加入員数の大幅変動 <p>2. 算定しない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4-1-(3)-オ、カによる変更計算(基礎率の見直しを行う場合は例外として洗い替える) ・掛金に係る規約の変更 <ul style="list-style-type: none"> 繰越不足金の解消 過去勤務債務の償却期間、方法の変更 予定利率のみの変更 過去勤務債務の償却完了に伴う掛金変更 掛金負担割合のみの変更 ・特例掛金に係る規約の変更 ・影響軽微のため数理計算を省略した場合 <p>財政検証時は、直近のプラスアルファ算定時の値を記載する(業務報告書も同じ)。</p> <p>プラスアルファ算定に用いる給付現価には将来加入員の現価が含まれる。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式③ーア～オ (続き)</p>	<p>a. 基本部分</p> <p style="text-align: center;">基本プラスアルファ部分の給付現価の合計</p> <hr style="width: 50%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">法第 132 条第 2 項に基づく 給付現価の合計</p> <p>b. 加算部分</p> <p style="text-align: center;">加算部分の給付現価の合計</p> <hr style="width: 50%; margin: auto;"/> <p style="text-align: center;">法第 132 条第 2 項に基づく 給付現価の合計</p> <p>c. 将来加入員分 将来加入員の給付現価のみを基に計算した値とする。</p> <p style="text-align: center;">プラスアルファ算定基礎を基に、次の計算式により算出した結果を百分率で小数点以下 2 桁目を切り捨てた値を記載する。</p> <p>○計算基準日が平成 14 年 4 月 1 日以降の場合の取扱い</p> <p>(注意事項) 従前において、加入員でない年金受給者の代行部分又は基本部分の年金に対して、65 歳未満の支給停止を行う方法が在職老齢厚生年金と異なる基金については、本取扱いによるプラスアルファは従前のプラスアルファ（理論値）に比較して、従前における代行部分相当額に相当する部分のプラスアルファ給付の分、低下することに留意すること。</p> <p>d. 基本部分</p> <p style="text-align: center;">プラスアルファ算定基礎 × 1</p> <p>e. 加算部分</p> <p style="text-align: center;">プラスアルファ算定基礎 × 1</p>	<p>a～c をプラスアルファ算定基礎と呼ぶ。</p> <p>法第 132 条第 2 項に基づく給付は、5% 適正化、支給開始年齢の引き上げ（経過措置を含む）、総報酬制を見込むものとする。</p> <p>ただし、65 歳以上の在職老齢年金及び繰上げ支給に関する評価は、前提とする実績がないため、当分の間見込まない。</p> <p>また、第 32 条第 1 項等の認可を受け、総報酬制を導入しない場合は、総報酬制を見込まない。</p> <p>なお、総報酬制導入による賞与部分の見込みについては、第 4-4-(2)ーオで採用した取扱いにより見込むものとする。</p> <p style="text-align: center;">〔再計算、変更計算、合併及び分割の前の値は記入不要〕</p> <p>この場合、「法第 132 条第 2 項に基づく給付現価の合計」の計算上、給付は「仮に基金が無かったとしたら、国が老齢厚生年金として追加して払わなければならない年金給付」であることに留意する。</p> <p>この場合、60 歳支給開始となる者の代行給付について 0.875 倍した額が支給されるものとみなすことを前提とした評価方法を採用してもよい。</p> <p>(加入員でない年金受給者に対して、在職老齢厚生年金と同様の 65 歳未満の支給停止を行う場合は、基本部分及び加算部分のうち該当する給付現価についても同様に評価する。)</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式③ーア～オ (続き)</p>	<p>7. 代行保険料率</p> <p>代行保険料率算定届出書の総括表に準じて記載する。 なお、基金規則附則第7項に基づき、平成22年4月から同月以後最初に到来する基金令第36条の2第2号に規定する厚生労働大臣が定める月の前月までの間で、代行保険料率の算定基準日における過去期間代行給付現価の額が最低責任準備金相当額を上回っている基金においては、算定した代行保険料率と平成22年3月分の免除保険料率の基礎となる代行保険料率のいずれか大きい率を記載する。</p> <p>8. 一時払掛金額、数理債務+最低責任準備金+最低責任準備金調整額、未償却過去勤務債務残高、引継純資産額、最低責任準備金、数理上資産額、純資産額</p> <p>掛金率(額)の計算に使用した額について、千円未満を四捨五入した値を記載する。 なお、財政運営基準第12による資産の移換を行う場合、及び同第4-4-(8)に定める掛金を徴収する場合においては、純資産額欄及び数理上資産額欄には移換相当額移換後かつ掛金徴収後の金額を記載する。</p> <p>9. 純資産/最低責任準備金</p> <p>小数点以下第三桁目を切り捨てた値を記載する。</p>	<p>(例示) 基金の加入員の代行給付の支給開始年齢に応じて、年金額の給付割合を ・60歳支給開始:0.875 ・65歳支給開始:1.000 とし、その間の年齢については合理的な方法により給付割合を按分計算して代行給付を評価する。 (その他合理的な評価も可能とする) 65歳未満の給付もプラスアルファの給付現価に計上できる。 ここで、「つなぎ年金」については、基本部分と同じ給付設計の場合は基本部分のプラスアルファの給付現価に、基本部分と異なる給付設計の場合は加算部分のプラスアルファの給付現価に計上する。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考												
<p>様式③ーア～オ (続き)</p>	<p>10. 備考</p> <p>備考欄には、次のような事項を記載する。</p> <p>変更計算該当事由 給付設計等の変更内容 数理上の特記事項 財政運営に関し基金において予め定めた事項 加算適用率（新設の場合） 財政運営基準第12による資産の移換に関わる事項</p> <p>a. 数理上の特記事項の記載例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・少数集団扱い ○○を××に含めて基礎率を作成した。 ○○の人数 ○○人（全体の○○. ○%） 全体の人数 ○○人 ・特別掛金拠出額算定の対象となる給与が標準掛金と異なる場合 特別掛金は賞与標準給与を拠出額算定の対象としていない。 ・事業所別特別掛金 <table border="1" data-bbox="454 1122 1023 1301"> <thead> <tr> <th>事業所名</th> <th>未償却過去勤務債務残高</th> <th>数理上特別掛金</th> <th>規約上特別掛金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○○○</td> <td>○○○千円</td> <td>○○.○○ %</td> <td>○○%₀</td> </tr> <tr> <td>□□□</td> <td>□□□千円</td> <td>xx. xx %</td> <td>□□%₀</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・弾力償却 規約上の掛金○○～○○%₀（○○～○○年） ・定額償却 年間予定償却額 定額 ○○○千円 ・定率償却 償却割合 定率 ○○% ・段階引上げ償却 規約上の掛金 ○年○月から ○○%₀ ○年○月から ○○%₀ ○年○月から ○○%₀ 段階引上げの最大の引上げ幅 ○○%₀ 一括引上げの場合の数理上掛金による特別掛金収入現価 ○○千円 段階引上げ掛金による特別掛金収入現価 ○○千円 	事業所名	未償却過去勤務債務残高	数理上特別掛金	規約上特別掛金	○○○	○○○千円	○○.○○ %	○○% ₀	□□□	□□□千円	xx. xx %	□□% ₀	<p>備考欄に書ききれない場合は、別紙に記載する。</p> <p>他の様式に記載がある項目でも、基金が留意すべき事項は重複して記載できる。</p> <p>必要に応じて別紙とする。</p> <p>「(最短期)～(最長期)」の様式で記載</p>
事業所名	未償却過去勤務債務残高	数理上特別掛金	規約上特別掛金											
○○○	○○○千円	○○.○○ %	○○% ₀											
□□□	□□□千円	xx. xx %	□□% ₀											

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込んで算定した場合 ○年度から○年間に渡り、総給与が1年あたり○%ずつ減少し、その後は一定となるものとして特別掛金率(額)を算定している。 ・予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合 規約上特別掛金 予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金 ○○‰(○年○ヶ月) 上記以外 ○○‰(○年○ヶ月) ・再評価及び額の改定に用いる指標の予測 ○.○○% <p>b. 基金において予め定めた事項</p> <p>他の様式に記載されている場合でも、基金が留意すべき事項は重複して記載できる。 標準掛金について、採用した選択肢(数理上標準掛金四捨五入、据置き、切上げ)を総括表の備考欄に記載する。</p> <p>c. 財政運営基準第12による資産の移換に関わる事項</p> <p>上記8のなお書きに該当した場合は、その旨をコメントし、移換相当額及び徴収する掛金額を記載する。 資産評価調整額を直近の財政検証時の額から変更した場合には、当該金額を記載する。</p>	<p>給付区分特例を実施する場合、承継事業所償却積立金を設定する場合も記載する。</p>

様式③ーア 総括表（新設用）

グループ区分 区分		基本部分			加算部分	
		計	男子	女子		
数理上掛金	標準掛金					
	特別掛金					
	予定償却完了日					
	特例掛金					
規約上掛金	標準掛金					
	うち加入員負担分					
	特別掛金					
	うち加入員負担分					
	特例掛金					
	うち加入員負担分					
	財政方式					
	プラスアルファ					
うち将来加入員分						
代行保険料率						
一時払掛金額						
数理債務＋最低責任準備金 ＋最低責任準備金調整額						
未償却過去勤務債務残高						
資産の評価方法						
[備考]						

- (注1) 基本部分の数理上掛金の標準掛金の欄には、基本プラスアルファ部分に係るものを記入すること。
- (注2) 基本部分の数理上掛金の特別掛金、予定償却完了日及び特例掛金の欄については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。
- (注3) 基本部分の規約上掛金の欄については、上段に基本プラスアルファ部分に係るものを、中段に代行部分に係るものをそれぞれ記入し、下段には上段と中段の合計を記入すること。
- (注4) 備考欄には、基準日、数理上の特記事項及び財政運営に関し基金においてあらかじめ定めた事項を記入すること。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

様式③ーイ 総括表（合併設立及び分割設立用）

区分		グループ区分			加算部分		
		基 計	男 子	女 子			
数 理 上 掛 金	標準掛金						
	特別掛金						
	予定償却完了日						
	特例掛金						
規 約 上 掛 金	標準掛金						
		うち加入員負担分					
	特別掛金						
		うち加入員負担分					
	特例掛金						
		うち加入員負担分					
	財政方式						
	プラスアルファ		()			()	()
うち将来加入員分		()			()	()	
代行保険料率							
一時払掛金額							
引継純資産額							
数理債務＋最低責任準備金 ＋最低責任準備金調整額							
未償却過去勤務債務残高							
資産の評価方法							
最低責任準備金				純資産／最低責任準備金			
最低積立基準額				純資産／最低積立基準額			
[備考]							
(注1) 基本部分の数理上掛金の標準掛金の欄には、基本プラスアルファ部分に係るものを記入すること。 (注2) 基本部分の数理上掛金の特別掛金、予定償却完了日及び特例掛金の欄については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。 (注3) 基本部分の規約上掛金の欄については、上段に基本プラスアルファ部分に係るものを、中段に代行部分に係るものをそれぞれ記入し、下段には上段と中段の合計を記入すること。 (注4) プラスアルファの()内には、合併または分割前の給付設計によるものを記入すること。 (注5) 備考欄には、基準日、給付設計等の変更内容、数理上の特記事項及び財政運営に関し基金においてあらかじめ定めた事項を記入すること。							

様式③ーウ 総括表（再計算及び変更計算（一般）用）

区 分	グループ区分	基 本 部 分	加 算 部 分	
数 理 上 掛 金	標準掛金	()	()	()
	特別掛金	()	()	()
		()		
	予定償却完了日	()	()	()
		()		
	特例掛金	()	()	()
		()		
規 約 上 掛 金	標準掛金	()	()	()
		()		
		()		
	うち加入員負担分	()	()	()
		()		
		()		
	特別掛金	()	()	()
		()		
		()		
	うち加入員負担分	()	()	()
		()		
		()		
	特例掛金	()	()	()
()				
()				
うち加入員負担分	()	()	()	
	()			
	()			
財政方式				
プラスアルファ				
うち将来加入員分				
代行保険料率		()		
一時払掛金額				
数理上資産額				
数理債務＋最低責任準備金 ＋最低責任準備金調整額			()	()
未償却過去勤務債務残高			()	()
			()	()
資産の評価方法				
純資産額				
最低責任準備金			純資産／最低責任準備金	
最低積立基準額			純資産／最低積立基準額	
[備考]				
(注1) 基本部分の数理上掛金の標準掛金の欄には、基本プラスアルファ部分に係るものを記入すること。 (注2) 基本部分の数理上掛金の特別掛金、予定償却完了日及び特例掛金の欄については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。 (注3) 基本部分の規約上掛金の欄については、上段に基本プラスアルファ部分に係るものを、中段に代行部分に係るものをそれぞれ記入し、下段には上段と中段の合計を記入すること。 (注4) () 内は再計算もしくは変更計算の前のもの。 (注5) 備考欄には、基準日、給付設計等の変更内容、数理上の特記事項及び財政運営に関し基金においてあらかじめ定めた事項を記入すること。				

様式③-エ 総括表 (変更計算 (合併) 用)

区分		基金 グループ区分		合 併 前				合 併 後	
				基本部分		加算部分		基本部分	
		基本部分	加算部分	基本部分	加算部分	基本部分	加算部分	基本部分	加算部分
数 理 上 掛 金	標準掛金								
	特別掛金								
	予定償却完了日								
	特例掛金								
規 約 上 掛 金	標準掛金								
	うち加入員負担分								
	特別掛金								
	うち加入員負担分								
	特例掛金								
	うち加入員負担分								
	財政方式								
	プラスアルファ うち将来加入員分								
代行保険料率									
一時払掛金額									
数理上資産額									
数理債務+最低責任準備金 +最低責任準備金調整額									
未償却過去勤務債務残高									
資産の評価方法									
純資産額									
最低責任準備金									
純資産額/最低責任準備金									
最低積立基準額									
純資産額/最低積立基準額									
[備考]									

- (注1) 基本部分の数理上掛金の標準掛金の欄には、基本プラスアルファ部分に係るものを記入すること。
(注2) 基本部分の数理上掛金の特別掛金、予定償却完了日及び特例掛金の欄については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。
(注3) 基本部分の規約上掛金の欄については、上段に基本プラスアルファ部分に係るものを、中段に代行部分に係るものをそれぞれ記入し、下段には上段と中段の合計を記入すること。
(注4) 備考欄には、基準日、給付設計等の変更内容、数理上の特記事項及び財政運営に関し基金においてあらかじめ定めた事項を記入すること。

様式③-オ 総括表 (変更計算 (分割) 用)

基金 グループ区分 区分		分割前		分割後				
		基本部分	加算部分	基本部分	加算部分		基本部分	加算部分
数 理 上 掛 金	標準掛金							
	特別掛金							
	予定償却完了日							
	特例掛金							
規 約 上 掛 金	標準掛金							
	うち加入員負担分							
	特別掛金							
	うち加入員負担分							
	特例掛金							
	うち加入員負担分							
	財政方式							
	プラスアルファ うち将来加入員分							
代行保険料率								
一時払掛金額								
数理上資産額								
数理債務+最低責任準備金 +最低責任準備金調整額								
未償却過去勤務債務残高								
資産の評価方法								
純資産額								
最低責任準備金								
純資産額/最低責任準備金								
最低積立基準額								
純資産額/最低積立基準額								
[備考]								

- (注1) 基本部分の数理上掛金の標準掛金の欄には、基本プラスアルファ部分に係るものを記入すること。
 (注2) 基本部分の数理上掛金の特別掛金、予定償却完了日及び特例掛金の欄については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。
 (注3) 基本部分の規約上掛金の欄については、上段に基本プラスアルファ部分に係るものを、中段に代行部分に係るものをそれぞれ記入し、下段には上段と中段の合計を記入すること。
 (注4) 備考欄には、基準日、給付設計等の変更内容、数理上の特記事項及び財政運営に関し基金においてあらかじめ定めた事項を記入すること。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式③ーカ</p> <p>総括表（変更計算（積立水準確保(1)）用）</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p>第4-5-(1)に基づき「最低積立基準額及び最低責任準備金の確保」を行う場合に作成する。</p> <p>2. 特例掛金（⑩の額）の徴収方法</p> <p>様式③ーア～オの記載要領に準じて記載する。 「掛金の算定基礎」には、特例掛金を設定する区分（代行部分、基本プラスアルファ部分、加算部分または複数等）について記載する。</p>	<p>様式③ーカと同時に提出する様式⑥ーアのうち変更のない部分は提出不要。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考																										
<p>様式③ーカ’</p> <p>総括表（変更計算 （積立水準 確保(2)）用）</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p>平成 28 年度における財政検証までにおいて、第 4-5-(2)②「積立水準の回復計画を作成して積立不足を解消する方法」を採用した場合に作成する。</p> <p>2. 対象に該当することとなった事業年度</p> <p>積立水準の回復計画を立てる必要があると判定された財政検証の基準日の属する年度を記載する。</p> <p>3. 積立水準の回復に必要な掛金（率）</p> <p>代行掛金、基本プラスアルファ掛金、加算掛金、特別掛金、特例掛金ごとに規約上の掛金（率）を記載する。</p> <p>(例示)</p> <table border="1" data-bbox="475 1010 1313 1229"> <thead> <tr> <th rowspan="2">掛金（率） 変更日</th> <th colspan="2">変更後の掛金（率）</th> </tr> <tr> <th>代行標準掛金</th> <th>代行特別掛金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成〇年〇月〇日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成〇年〇月〇日</td> <td></td> <td>〇‰</td> </tr> <tr> <td>平成〇年〇月〇日</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成〇年〇月〇日</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>回復計画実施直前の掛金（率） □‰</p> <table border="1" data-bbox="483 1341 1289 1556"> <thead> <tr> <th>加算標準掛金</th> <th>加算特別掛金</th> <th>特例掛金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>◎‰</td> </tr> <tr> <td></td> <td>×‰</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>△‰ ◇‰</p>	掛金（率） 変更日	変更後の掛金（率）		代行標準掛金	代行特別掛金	平成〇年〇月〇日			平成〇年〇月〇日		〇‰	平成〇年〇月〇日			平成〇年〇月〇日			加算標準掛金	加算特別掛金	特例掛金			◎‰		×‰		<p>様式③ーカ’ と同時に提出する様式⑥ーアのうち変更のない部分は提出不要。</p> <p>変更部分のみを記載する。</p> <p>特別掛金は、代行・基本プラスアルファ・加算別に記載する。給付区分ごとに設定している場合は、給付区分ごとに掛金（率）を記載する。</p>
掛金（率） 変更日	変更後の掛金（率）																											
	代行標準掛金	代行特別掛金																										
平成〇年〇月〇日																												
平成〇年〇月〇日		〇‰																										
平成〇年〇月〇日																												
平成〇年〇月〇日																												
加算標準掛金	加算特別掛金	特例掛金																										
		◎‰																										
	×‰																											

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式③-カ’ (続き)</p>	<p>4. 積立水準の推計</p> <p>a. 推計金額 百万円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した値を記載する。</p> <p>b. 積立水準 小数点以下3桁目を切り捨てた値を記載する。</p> <p>c. 推計の前提 推計に用いた前提を、備考として欄外に記載することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運用利回りの前提 ・プラスアルファ部分の最低積立基準額の将来予測に連合会における通算企業年金の予定利率を使用した場合は、その旨 ・加入員数の見込み 	<p>直近までの運用利回りの実績を反映した場合は、その内容を注記する。</p>
<p>様式③-カ’ 総括表(変更計算(積立水準確保(3))用)</p>	<p>1. 書類の作成 第4-6「法附則32条第1項の認可を受けた基金に係る積立金の確保」を行う場合に作成する。</p> <p>2. 積立水準の回復に必要な掛金(率) 様式③-カ’総括表(変更計算(積立水準確保(2))用)の「3」と同様の方法による。</p> <p>3. 積立水準の推計 様式③-カ’総括表(変更計算(積立水準確保(2))用)の「4」と同様の方法による。</p>	<p>様式③-カ’と同時に提出する様式⑥-アのうち変更のない部分は提出不要。</p> <p>変更部分のみを記載する。</p> <p>特別掛金は、代行・基本プラスアルファ・加算別に記載する。給付区分ごとに設定している場合は、給付区分ごとに掛金(率)を記載する。</p>

様式③-カ 総括表（変更計算（積立水準確保(1)）用）

1. 追加して徴収する特例掛金の計算基礎

(千円)

純 資 産 額	①	
財政検証の基準日における最低積立基準額	②	
翌事業年度における最低積立基準額の見込額	③	
第4の5の(1)のアにより算出した額	④	
第4の5の(1)のイにより算出した額	⑤	
第4の5の(1)のウにより算出した額(②-①)	⑥	
④又は⑤のいずれか大きい額以上 ⑥以下で規約で定める額	⑦	
③から②を控除した額に⑦を加えた額	⑧	
翌事業年度における掛金の額	⑨	
翌々事業年度に追加する特例掛金の額(⑧-⑨)	⑩	

2. 特例掛金(⑩の額)の徴収方法

掛金率に換算して徴収

数理上掛金	
規約上掛金	
うち加入員負担分	

(掛金の算定基礎：)

⑩の額を規約に定めて徴収

様式③ーカ’ 総括表（変更計算（積立水準確保(2)）用）

1. 対象に該当することとなった事業年度
平成__年度決算

2. 積立水準の回復に必要な掛金（率）

掛金（率）変更日	変更後の掛金（率）（代行、基本プラスアルファ、加算、特別、特例ごとに記入）
平成 年 月 日	

回復計画実施直前の掛金（率）： _____

3. 積立水準の推計

（金額単位：百万円）

年 度								
掛金等収入								
運用収益								
給付費等支出								
年度末純資産額①								
年度末最低責任準備金②								
積立水準 ①/②								
年度末最低積立基準額③								
積立水準 ①/③								

運用利回りの前提： _____

4. その他の措置の実施状況（該当する□に／を記し、必要事項を記入）

選択一時金を休止すること

- 実施中（平成 年 月 日より実施）
- 実施予定（平成 年 月 日より実施予定）
- 検討中
- 実施しない（平成 年 月 日決定）
- 選択一時金がない
- その他（ _____ ）

- (注) 1. 指定基金にあつては、健全化計画と同じ前提で積立水準の回復計画を作成すること。
2. 積立水準の回復計画の前提が、健全化計画の前提と異なるに至ったときは、積立水準の回復計画の見直しを行うこと。
3. この様式は、平成28年度における財政検証までにおいて、純資産額が最低積立基準額（当該基準日が平成24年度の末日の場合は0.92、平成25年度の末日の場合は0.94、平成26年度の末日の場合は0.96、平成27年度の末日の場合は0.98を最低積立基準額に乗じて得た額。）又は最低責任準備金の105%のいずれか大きい額を下回る場合に必要な額を、第4の5の(2)の②に基づき掛金を拠出することとしている場合に限り用いること。

様式③-カ' 総括表（変更計算（積立水準確保(3)）用）

法第85条の2に規定する責任準備金（最低責任準備金）の積立ての計画の実施状況及び変更状況

1. 財政検証の基準日における積立状況等

純資産額 _____ 円
 最低責任準備金 _____ 円
 （算定基準日：平成 年 月 日）

2. 計画変更の必要性（該当する□に／を記入）

変更が必要（変更計算を実施）

▼ 変更の必要はなく、継続実施

計画を実施するために必要な掛金

掛金（率）変更日	変更後の掛金（率）（代行、基本プラスアルファ、加算、特別、特例ごとに記入）
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	
平成 年 月 日	

3. 積立水準の推計（変更が必要な場合は、次の決算年度分からは変更後の数値を記入）

（単位：百万円）

年 度	※2							
掛金等収入		()	()	()	()	()	()	()
運用収益		()	()	()	()	()	()	()
給付費等支出		()	()	()	()	()	()	()
年度末純資産額①		()	()	()	()	()	()	()
年度末最低責任準備金②		()	()	()	()	()	()	()
積立水準 ①/②		()	()	()	()	()	()	()
年度末最低積立基準額③		()	()	()	()	()	()	()
積立水準 ①/③		()	()	()	()	()	()	()

運用利回りの前提： _____

※1 () 内には、変更前の積立計画の数値を記入すること。

※2 初年度は、法附則第32条第1項の認可を受けたときに作成した積立計画における初年度とすること。

※3 () 外については、決算が終了した年度までに係る数値は実績値を記入し、その翌年度以降に係る数値は、直近の積立計画における数値を記入すること。（ただし、当該計画を変更した場合は、変更後の数値を記入すること。）

4. 計画を実施するための措置（該当する□に／を（ ）内に必要事項をそれぞれ記入）

(1) 必要な掛金に係る規約変更

対応済み（規約変更日：平成 年 月 日）

一部対応済み（規約変更日：平成 年 月 日）

未対応（今後の対応予定等を具体的に _____）

(2) 選択一時金の支給の停止

対応済み（規約変更日：平成 年 月 日）

未対応（今後の対応予定等を具体的に _____）

(3) 給付水準の引下げ

対応済み（規約変更日：平成 年 月 日）

未対応（今後の対応予定等を具体的に _____）

(4) その他（具体的に _____）

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

様式③ーキ 総括表（変更計算（特例掛金用（第4の4の(8)））用）

1. 予算作成上の利回り

予定利率	%
------	---

	当年度予算推計値	前年度決算見込値	前々年度決算確定値
各年度の利回り	%	%	%

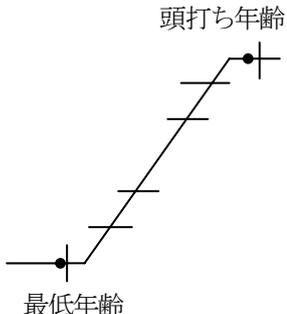
2. 当年度不足金の発生状況

(金額単位：百万円)

		当年度予算推計額	前年度決算見込額	前々年度決算額
費用 勘定	合計 (② ~ ⑳)	①		
	給付費	②		
	移換金	③		
	制度間移換金	④		
	資産管理機関への移換金	⑤		
	離婚分割移換金	⑥		
	拠出金	⑦		
	運用報酬等	⑧		
	業務委託費	⑨		
	コンサルティング料	⑩		
	指定年金数理人費	⑪		
	機械処理経費等	⑫		
	特別法人税	⑬		
	運用損失	⑭		
	特別支出	⑮		
	繰入金	⑯		
	責任準備金増加額	⑰		
	準備金繰入金	⑱		
	繰越不足金処理金	⑲		
	承継事業所償却積立金積増金	㉔		
	別途積立金積増金	㉕		
収益 勘定	合計 ((㉓) ~ (㉖))	㉓		
	掛金等収入	㉓		
	うち特例掛金(第4の4の(8))			
	受換金	㉔		
	制度間受換金	㉕		
	脱退一時金相当額受入金	㉖		
	負担金	㉗		
	運用収益	㉘		
	特別収入	㉙		
	受入金	㉚		
勘定	責任準備金減少額	㉛		
	準備金戻入金	㉜		
	承継事業所償却積立金取崩金	㉝		
	別途積立金取崩金	㉞		
当年度不足金 (①-㉞)		㉟		

(注) 1の予定利率は、第4の4の(5)のイの次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額を同(ア)に

基づいて設定している場合にあっては、同(ア)の資産の運用利回りの予測として用いた値とすること

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式④ーア～エ</p> <p>計算基礎率</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p>a. 様式④ーア (新設、合併設立及び分割設立用) 基金設立の認可申請、合併又は分割による基金設立の認可申請の場合に作成する。</p> <p>b. 様式④ーイ (再計算及び変更計算(一般)用) 財政再計算及び給付設計を変更する規約変更の認可申請の場合に作成する。</p> <p>c. 様式④ーウ (変更計算(合併)用) 合併にともなって、給付設計を変更する規約変更の認可申請を行う場合に作成する。</p> <p>d. 様式④ーエ (変更計算(分割)用) 分割にともなって、給付設計を変更する規約変更の認可申請を行う場合に作成する。</p> <p>2. グループ区分</p> <p>計算基礎率上別の集団として取り扱う区分に応じて、適宜区分して記載する。</p> <p>3. 標準死亡率に乗じた率</p> <p>加入員以外の者の死亡率に乗じる「基金においてあらかじめ定めた率」を記載する。</p> <p>4. 計算上の平均脱退率</p> <p>基数表から $1/e^x$ を求め、百分率で小数点以下2桁目を四捨五入した値を記載する。</p> <p>5. 昇給指数 (報酬)</p> <p>a. 最低年齢 昇給指数 (報酬) が最も小さい年齢のうち、最大の年齢とする。</p> <p>b. 頭打ち年齢 昇給指数 (報酬) が最も大きい年齢のうち、最小の年齢とする。</p> <p>c. 平均上昇率 様式⑥ーアー2ー(4) 昇給指数 (報酬) の決定報酬指数の「平均」を記載する。</p> <p>d. ベア率 平均上昇率以上のベースアップ部分を記載する。</p> <p>加算部分で報酬以外の給与を使用している場合もこの欄を使用する。</p>	<p>様式④ーイ～エ (7) 計算上の新規加入員 ()、[]内は、直近の財政計算又は財政検証の値を記載する。</p> <p>「x」は、計算上の将来加入年齢とし、用いる基数表は掛金率算定に使用したものと する。</p>  <p>ベースアップを含めない</p> <p>ベースアップ部分</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式④-ア～エ (続き)</p>	<p>6. 昇給指数 (賞与)</p> <p>「原則的な取扱い1」の場合は、「5. 昇給指数 (報酬)」の例により記載する。</p> <p>「原則的な取扱い2」「経過的な取扱い」の場合は「-」とし、欄外にその取扱い方法を記載する。</p> <p>加算部分で賞与額を使用しない場合は「-」とする。</p> <p>7. 計算上の新規加入員</p> <p>様式⑥-ア-2-(5)新規加入員の計算上の見込みの今回部分の値を記載する。</p>	<p>計算上の新規加入員について特別の見込を行った場合は、その内容を様式⑥-アに記載する。</p>

様式④ーア 計算基礎率（新設、合併設立及び分割設立用）

		基本部分		加算部分	
		男子	女子		
(1) 予定利率 (%)					
(2) 標準死亡率に乗じた率					
(3) 計算上の平均脱退率 (%)					
(4) 最終年齢 (歳)					
(5) 昇給指数 (報酬)	①最低年齢 (歳)				
	②頭打年齢 (歳)				
	③平均上昇率 (%)				
	④ベア率 (%)				
(6) 昇給指数 (賞与)	①最低年齢 (歳)				
	②頭打年齢 (歳)				
	③平均上昇率 (%)				
	④ベア率 (%)				
(7) 計算上の 新規加入員	⑤加入員数 (人)				
	⑥加入年齢 (歳)				
	⑦給与の額 (円)				
	⑧平均加入期間 (年)				

(注) 基本部分の予定利率については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。

様式④ーイ 計算基礎率（再計算及び変更計算（一般）用）

<p>【「様式④ーイ」の表は「様式④ーア」に同じ】 ただし、各欄は右のように記載する。</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 2px;">XXXX</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black; text-align: center;">→</td> <td style="width: 60%; padding: 2px;">再計算又は変更計算後</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(XXXX)</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">→</td> <td style="padding: 2px;">再計算又は変更計算前</td> </tr> </table>	XXXX	→	再計算又は変更計算後	(XXXX)	→	再計算又は変更計算前
XXXX	→	再計算又は変更計算後					
(XXXX)	→	再計算又は変更計算前					

(注1) 基本部分の予定利率については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。

(注2) () 内は再計算又は変更計算の前のもの。

(注3) 変更計算の場合、() 外には変更のあったもののみ記入すること。

様式④ーウ 計算基礎率（変更計算（合併）用）

<p>【「様式④ーウ」の表は「様式④ーア」に同じ】 ただし、各欄は右のように記載する。</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 2px;">XXXX</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black; text-align: center;">→</td> <td style="width: 60%; padding: 2px;">合併後</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(XXXX)</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">→</td> <td style="padding: 2px;">合併後存続する基金分</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">[XXXX]</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">→</td> <td style="padding: 2px;">合併後消滅する基金分</td> </tr> </table>	XXXX	→	合併後	(XXXX)	→	合併後存続する基金分	[XXXX]	→	合併後消滅する基金分
XXXX	→	合併後								
(XXXX)	→	合併後存続する基金分								
[XXXX]	→	合併後消滅する基金分								

(注1) 基本部分の予定利率については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。

(注2) () 内は_____厚生年金基金(合併後存続する基金)のもの(計算基準日： 年 月 日)。
[] 内は_____厚生年金基金(合併後消滅する基金)のもの(計算基準日： 年 月 日)。

様式④ーエ 計算基礎率（変更計算（分割）用）

<p>【「様式④ーエ」の表は「様式④ーア」に同じ】 ただし、各欄は右のように記載する。</p>	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; border: 1px solid black; padding: 2px;">XXXX</td> <td style="width: 10%; border: 1px solid black; text-align: center;">→</td> <td style="width: 60%; padding: 2px;">分割後</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px;">(XXXX)</td> <td style="border: 1px solid black; text-align: center;">→</td> <td style="padding: 2px;">分割前</td> </tr> </table>	XXXX	→	分割後	(XXXX)	→	分割前
XXXX	→	分割後					
(XXXX)	→	分割前					

(注1) 基本部分の予定利率については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。

(注2) () 内は分割前のもの。(計算基準日： 年 月 日)

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式④-オ</p> <p>計算基礎率</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p>第4-4-(5)-イの特例掛金に関する規約変更の認可申請を行う場合に作成する。</p> <p>2. 記載箇所</p> <p>特例掛金の設定が必要となった原因に応じて必要な部分のみを記載する。</p>	

様式④-オ 計算基礎率（次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額算定の基礎率）

(ア) 資産の運用利回りの予測 (%)	
(イ) 加入員数の一時的変動の具体的内容とその見込み方	
(ウ) 給与の額その他これに類するものの一時的変動の具体的内容とその見込み方	

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑤</p> <p>加入員数等の実績（再計算、新設、合併及び分割設立用）</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p>財政再計算、基金設立の認可申請、合併又は分割による基金設立の認可申請の場合に作成する。</p> <p>2. グループ区分</p> <p>基本部分については、男女別に区分して記載し、加算部分については、標準掛金率（額）の計算上別の集団として取り扱う区分に応じて適宜区分して記載する。</p> <p>3. 記載年数</p> <p>a. 財政再計算の場合 前回の財政再計算基準日から今回の財政再計算基準日までの実績を記載する。</p> <p>b. 新設の場合 少なくとも過去3年間の実績値を記載する。</p> <p>c. 合併又は分割の場合 合併又は分割前5年間の実績値を記載する。</p> <p>4. 加入員等の区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入員 基準日時点で、現に加入員であるもの。 <p>新設の場合は、基金が設立されていたならば加入員であった被保険者について記載する。 平均給与の額は基準日のもののみを記載し、平均加入年数欄はblankとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受給待期脱退者 基金から脱退して基準日時点で年金の受給権の裁定を受けていないもの及び受給権者で基準日時点で年金給付の全額が支給停止されているもの（死亡が確認されたものを除く）。 新設の場合はblankとするが、加算部分にみなし加算終了者がある場合は、計算基準日時点についてのみ（ ）書きで記載し、その旨注記する。 	<p>少数集団の取扱いを行った場合でも、原則として区分して記載する。</p> <p>初回財政再計算の場合は、設立の認可申請の基準日から今回の財政再計算基準日までの実績を記載する。</p> <p>加算型に移行した場合および加算型の制度を追加した場合は、その部分は初回財政再計算に準じる。</p> <p>基金設立後5年未満の合併又は分割の場合は、設立の認可申請の基準日以降について記載する。</p> <p>連合会移換者を除く。</p> <p>みなし加算終了者とは、適格年金から基金に移行する場合で、基本部分は加入員となるが、加算部分は受給待期脱退者となる者。</p> <p>（被保険者で適格年金の制度上受給待期者となる者）</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑤ (続き)</p>	<p>・年金受給者 基準日時点で、年金を受給中のもの（死亡が確認されていないものを含む）。</p> <p>新設の場合はblankとする。</p> <p>5. 平均給与の額</p> <p>基本部分の給与は、基本^αプラス^β部分の総報酬制適用の有無に係わらず「報酬標準給与＋直近1年間の賞与標準給与／12」を使用する。</p> <p>6. 数値の記載</p> <p>a. 平均年齢、平均加入年数 小数点以下2桁目を四捨五入した値を記載する。</p> <p>b. 平均給与の額、平均年金額 円未満を四捨五入した値を記載する。</p> <p>c. 平均脱退率 次の計算式により算出した値を百分率で小数点以下2桁目を四捨五入した値を記載する。</p> $\frac{\text{年度内の総脱退者数}}{\text{年度始加入員数} + \text{年度内新規加入員数} \times 1/2}$ <p>初回決算の場合は、次の計算式によるものとする。</p> $\frac{\text{年度内の総脱退者数}}{\text{設立時加入員数} + \text{年度内新規加入員数} \times 1/2}$ $\times \frac{12}{\text{初年度の月数}}$	<p>年金受給者には在職老齢年金支給開始者、基本加算年金受給者を含める。</p> <p>基本部分の平均給与を記載する際に左記以外の給与を使用する場合は、使用する給与を欄外に注記する。</p>

様式⑤ 加入員数等の実績（再計算、新設、合併設立及び分割設立用）
グループ区分（ ）

		年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日 (基準日)
加入員	人数(人)						
	平均年齢(歳)						
	平均加入年数(年)						
	平均脱退率(%)						
	平均給与の額(円)						
受給待期脱退者	人数(人)						
	平均年齢(歳)						
	平均年金額(円)						
年金受給者	人数(人)						
	平均年齢(歳)						
	平均年金額(円)						
	うち代行部分(円)						

(注) 新設の場合は、加入員の平均加入年数、受給待期脱退者及び年金受給者の欄は記入不要。

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑥ーア</p> <p>掛金算出基礎</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p>次の場合に作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政再計算 ・基金設立の認可申請 ・合併又は分割による基金設立の認可申請 ・給付設計を変更する規約変更の認可申請 <p>変更計算の場合、様式⑥ーアのうち基礎率の変更がない部分は、提出不要。</p> <p>2. グループ区分</p> <p>計算基礎率上別の集団として取り扱う区分に応じて、適宜区分して記載する。</p>	<p>合併、分割の場合を含む。</p>
<p>様式⑥ーアー1</p> <p>計算基準時点における加入員等の年齢別分布表</p>		
<p>様式⑥ーアー1ー(1)</p> <p>加入員の年齢別分布</p>	<p>1. 年齢</p> <p>基準日現在の満年齢をもとに記載する。</p> <p>2. 平均の金額の記載</p> <p>円未満を四捨五入した値を記載する。</p>	<p>70歳以上の者については「69～」に含めて記載するが、基礎率を算定する場合には除外できる。</p> <p>「最終額(月額)の平均」欄の記入例 (例示)</p> <p>1. 賞与標準給与の実績がある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準日における加入員に対する最終報酬標準給与に、基準日における加入員に対する直近1年間に決定された賞与標準給与の総額を12で除して得た額を加えた額 <p>2. 賞与標準給与の額を報酬標準給与の額の一定割合としている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次のa又はbのいずれか <ul style="list-style-type: none"> a. 基準日における加入員に対する最終報酬標準給与の月額に一定割合を乗じて得た額を、当該最終報酬標準給与の月額に加えた額 b. 基準日における加入員に対する最終報酬標準給与の月額 <p>なお、当該分布表を報酬標準給</p>

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
		<p>与部分と賞与標準給与部分に分けて、それぞれ別々に作成することも可とする。この場合、記載する標準給与の範囲を欄外に明記する。</p> <p>「累積額の平均」欄に、累積額を単純平均して得た額以外のものを記載する場合には、算出方法を欄外に注記する。</p>

様式第⑥ーア 掛金算出基礎（再計算、変更計算（一般）、新設、合併設立及び分割設立用）

1. 計算基準時点における加入員等の年齢分布表

(1) 加入員の年齢別分布

グループ区分（ ） 年 月 日現在

年 齢	人 数	給 与 の 額	
		累積額の平均	最終額（月額） の平均
15	人	円	円
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
60			
61			
62			
63			
64			
65			
66			
67			
68			
69～			
計			

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑥ーアー1ー(2) 受給待期脱退者、年金受給者の年齢分布	1. 年齢 基準日現在の満年齢をもとに記載する。 2. 平均の年金額 平均の年金額の記載は、円未満を四捨五入した値を記載する。	

様式第⑥ーア 掛金算出基礎（再計算、変更計算（一般）、新設、合併設立及び分割設立用）

1. 計算基準時点における加入員等の年齢分布表
 (2) 受給待期脱退者、年金受給者の年齢分布
 受給待期脱退者等の区分（ ） 年 月 日現在

年齢	部 分			
	人 数	年 金 額 の 平 均	人 数	年 金 額 の 平 均
15	人	円	人	円
16				
17				
18				
62				
63				
64				

年齢	部 分			
	人 数	年 金 額 の 平 均	人 数	年 金 額 の 平 均
65				
66				
67				
107				
108				
109				
110-				
計				

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑥-ア-2-(1)</p> <p>予定利率の決定にあたって参考とした事項</p>		
<p>様式⑥-ア-2-(2)</p> <p>脱退率の算定方法</p>	<p>脱退率の算定方法について、次の項目につき記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定式 ・死亡率の取扱い ・補整方法 ・高年齢における取扱い ・割掛けの方法 ・除外するデータの取扱い ・その他脱退率算定上留意すべき事項 	<p>(高年齢における取扱いの例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期退職の取扱い
<p>様式⑥-ア-2-(3)</p> <p>昇給指数(報酬)及び昇給指数(賞与)の算定方法</p>	<p>昇給指数(報酬)及び昇給指数(賞与)の算定方法について、次の項目につきそれぞれ記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・粗製データの補整方法 ・頭打ちの取扱い ・高年齢における取扱い ・除外するデータの取扱い ・その他昇給指数算定上留意すべき事項 ・賞与標準給与を報酬標準給与の一定割合として見込む場合、予定賞与率を記載 <p>将来の報酬変動を見込む場合は、次の項目につき記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定される報酬体系の変更 ・ベースアップを見込む場合の前提、根拠 ・その他昇給指数算定上留意すべき事項 	<p>(高年齢における取扱いの例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者の昇給指数を下げる場合の取扱い ・一定年齢以上について昇給体系が異なる場合の算定方法 <p>(予定賞与率の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去3年間の賞与と報酬の割合が 2年前〇.〇〇、 1年前〇.〇〇、 当年度〇.〇〇であるため、予定賞与率を平均値の〇.〇とした。 <p>(ベースアップを見込む場合の前提、根拠の例示)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 昇給差損の実績が財政上無視できない場合 <ul style="list-style-type: none"> ・過去の昇給差損の状況 ・将来のベースアップの見込み ・基金の検討結果 ・ベースアップ率設定の根拠 2. 基金からベースアップの見通しを示された場合 <ul style="list-style-type: none"> ・提示されたベースアップの見通しの検証 ・基金の検討結果 ・ベースアップ率設定の根拠
<p>様式⑥-ア-2-(4)</p>		

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>脱退率、昇給指数（報酬）及び昇給指数（賞与）の算定結果</p>	<p>1. 脱退率 百分率で小数点以下4桁目を四捨五入したものを記載する。 平均欄には、算定の基礎となった期間の平均脱退率に割掛けを乗じ、百分率で小数点以下2桁目を四捨五入した値を記載する。</p> <p>2. 昇給指数（報酬） 昇給指数を算定するための基礎となる補整後の報酬について、基準年齢の報酬を1とした指数を昇給指数（報酬）欄に記載する。 基準年齢には、最低年齢、計算上の将来加入年齢新規加入員の平均年齢等を用いる。</p> <p>平均欄には、最大の昇給指数を最小の昇給指数で除し、最小の昇給指数の年齢から最大の昇給指数の年齢に至るまでの年数のべき乗根から1を減じて、百分率で小数点以下2桁目を四捨五入した値を記載する。</p> <p>3. 昇給指数（賞与） 昇給指数（報酬）の記載方法に準じて記載する。 賞与標準給与を報酬標準給与の一定割合として見込む場合は空欄で可。</p>	<p>左記以外の表示を行う場合は、その取扱いを欄外に注記する。</p> <p>ベースアップを見込む場合の昇給指数は、ベースアップを反映する前の指数を記載し、様式⑥-ア-2-(3)にベースアップを見込んだ昇給指数の算定式を記載することを原則とする。ベースアップ込みの昇給指数を記載する場合は様式⑥-ア-2-(3)に注記する。</p> <p>左記以外の表示を行う場合は、その取扱いを欄外に注記する。</p>

様式第⑥ーア 掛金算出基礎（再計算、変更計算（一般）、新設、合併設立及び分割設立用）

2. 計算基礎率算定表

(4) 脱退率、昇給指数（報酬）及び昇給指数（賞与）の算定結果

グループ区分（ ）

	脱退率		昇給指数（報酬）		昇給指数（賞与）	
	今回	前回	今回	前回	今回	前回
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
60						
61						
62						
63						
64						
65						
66						
67						
68						
69～						
平均						

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑥ーアー2ー(5)</p> <p>新規加入員</p>	<p>1. 過去の実績</p> <p>過去の実績欄には除外したデータを含まない値を記載することができる。</p> <p>a. 平均年齢 小数点以下2桁目を四捨五入した値を記載する。</p> <p>b. 給与の平均 円未満を四捨五入した値を記載する。</p> <p>c. 給与の平均の伸び率 百分率で小数点以下2桁目を四捨五入した値を記載する。</p> <p>2. 計算上の見込み</p> <p>新規加入員数、予定加入年齢、予定加入時給与それぞれ加入員数、平均年齢、給与の平均欄に記載する。</p> <p>ベースアップを見込む場合は、給与のベースアップの率を伸び率欄に記載する。</p> <p>3. 脱退残存表による平均加入年数</p> <p>「新規加入員の予定加入年齢」の平均残存年数を小数点以下3桁目を四捨五入して得た値を記載する。</p>	<p>前々年度の伸び率は記載しない取扱いができる。 (過去3年以上の資料がない場合)</p> <p>給与の平均には、月額換算したものを記載する。</p> <p>給与の平均・伸び率について、報酬標準給与総額率と賞与標準給与総額率を別々に見込む場合には、それぞれ区別して記載することも可とする。なお、それぞれ区別して記載する場合の賞与標準給与は月額換算したものとす。</p> <p>昇給指数(報酬)又は昇給指数(賞与)にベースアップを見込む場合の予定加入時給与は、ベースアップがないものとして計算した給与を記載する。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑥ーアー2ー(5) (続き)</p>	<p>4. 新規加入者の見込みの算定方法</p> <p>次の項目につき記載する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定方式 ・算定結果の補整 ・除外するデータの取扱い ・その他留意すべき事項 <p>(新規加入員の加入時給与が把握できない場合の給与の平均、伸び率の取り扱い)</p> <p>当年度欄のみ記載し、「新規加入者の見込みの算定方法」欄に新規加入員の加入時給与が把握できない旨を記載し、この場合の計算上の見込みの算定方法を記載する。</p>	<p>(算定方法の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準日時点の給与及び昇給指数(報酬)・昇給指数(賞与)、ベースアップ率から加入時給与を合理的に推定する。 ・基準日時点の給与を用いて計算上の見込みを算定しその結果を補整する。

様式第⑥ーア 掛金算出基礎(再計算、変更計算(一般)、新設、合併設立及び分割設立用)

2. 計算基礎率算定表

(5) 新規加入員
グループ区分 ()

	過去の実績			計算上の見込み	
	前々年度	前年度	当年度	今回	前回
加入員数 (人)					
平均年齢 (歳)					
給与の平均 (円)					
伸び率 (%)					
脱退残存表による平均加入年数 (年)					
[新規加入員の見込みの算定方法]					

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑥-ア-3(1)、(2)</p> <p>掛金率算定表</p>	<p>1. 将来加入員</p> <p>財政方式が開放基金方式以外の場合、()を付して将来加入員の給付現価を記載する。</p> <p>2. 現在加入員(将来分)、現在加入員(過去分)</p> <p>現在加入員(将来分)には、財政計算の基準日において基金を創設し、基準日以前の勤務期間を算入しなかった場合の給付現価を記載する。 (なお基本部分の場合、掛金計算に合わせて、連合会移換者の判定において基準日以前の勤務期間を算入した場合の給付現価を記載することを原則とする。)</p> <p>現在加入員(過去分)には、現在加入員に対する総給付現価から現在加入員(将来分)の給付現価を控除した値を記載する</p> <p>3. その他の受給者</p> <p>その他の受給者のグループ区分別の内訳の把握が困難な場合は、「計」欄のみに記載できる。</p> <p>4. 算定用掛金率</p> <p>数理債務を算定する際に用いた標準掛金率を記載する。</p> <p>5. 数理上掛金率の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与に対する率を表示する場合 千分率で小数点以下3桁目を四捨五入した値 ・1人あたりの額を表示する場合 円未満を四捨五入した値 <p>6. 別途積立金として留保する額</p> <p>給付改善準備金又は繰入準備金がある場合は加算して記載する。 加算型の制度で、基本部分と加算部分に区分しない場合は、加算部分に記載する。</p> <p>7. 承継事業所償却積立金として留保する額</p> <p>承継事業所償却積立金がある場合、制度全体の総額を記載する。</p>	<p>財政方式が開放基金方式以外の場合についても将来分と過去分を分離して記載する。</p> <p>数理上の標準掛金率を千分率(基本プラスアルファ部分の場合、万分率も含む)で切り上げた規約上の標準掛金率を数理債務算定に用いる場合は、当該標準掛金率を記載する。</p> <p>左記以外の取扱いとする場合は、備考欄にその取扱いを記載する。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑥-ア-3(1)、(2)</p> <p>(続き)</p>	<p>加算型の制度の場合は、加算部分に記載する。</p> <p>8. 金額の表示</p> <p>千円未満を四捨五入した値を記載する。</p> <p>9. 特別掛金(規約上)</p> <p>規約上の特別掛金について、償却方法、率(額)、予定償却期間等を記載する。 予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合、予定利率引下げによる過去勤務債務の額以外の過去勤務債務の額に係る特別掛金の額の償却方法、合算した掛金率(額)、予定利率引下げとそれ以外の過去勤務債務のそれぞれの予定償却期間のうち長い方の予定償却期間を記載する。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾力償却 弾力償却 最長期 ○○‰ ・定額償却 年間予定償却額 定額 ○○千円 ・定率償却 償却割合 定率 ○○% <p>10. 計算式</p> <p>基本部分の計算式欄の最初に資産配分方法を記し、計算方法の概略を簡潔に記載する。 なお、様式③ア～オの10.備考のc.に記載がある場合には、内容を反映させること。 賞与標準給与を報酬標準給与の一定割合として見込んでいる場合には、その旨及び予定賞与率を記載する。 総報酬額によらず報酬標準給与月額に基づく給付とする場合等、上乘せ給付を総報酬ベースとしない場合には、その旨を明記する。 特別掛金について加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込んで算定した場合、その根拠や見込んだ方法について具体的に記載する。 予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合、予定利率引下げに係る特別掛金の額とそれ以外の過去勤務債務に係る特別掛金の額について計算方法の概略を簡潔に記載する。</p> <p>【第五の五の(1)に該当する場合(給付区分特例を実施している場合)の取扱い】</p> <p>様式⑥-ア-3(2)は、⑩から㉑についても、給付区分ごとに記載すること。</p>	<p>総報酬のうち、報酬標準給与からのみ特別掛金を徴収することとした場合には、その旨を計算式欄に明記する。</p>

様式⑥ーア 掛金率算出基礎（再計算、変更計算（一般）、新設、合併設立及び分割設立用）
 3. 掛金率算定表
 (1) 基本部分

		計	男 子	女 子
合 計 (②～⑦)		①	千円	千円
給 付 現 価	将来加入員	②		
	現在加入員（将来分）	③		
	現在加入員（過去分）	④		
	年金受給者	⑤		
	受給待期脱退者	⑥		
	その他の受給者	⑦		
		計 (⑨、⑩)	⑧	
標準給与現価	現在加入員	⑨		
	将来加入員	⑩		
標準掛金率（数理上）		⑪		
標準掛金率（規約上）		⑫		
算定用標準掛金率（Min (⑪, ⑫)）		⑬		
標準掛金収入現価（⑧×⑬）		⑭		
①－⑭		⑮		
最低責任準備金＋最低責任準備金調整額		⑯		
数理上資産額		⑰		
うち、別途積立金として留保する額		⑱		
うち、承継事業所償却積立金として留保する額		⑲		
未償却過去勤務債務残高		⑳		
特別掛金（規約上） （予定償却期間）		㉑	()	()
財政方式				
[計算式]				

(注1) ①～⑮については、基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、⑰～⑳については、上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。
 (注2) ㉑については、上段は⑮－⑰（上段）＋⑱（上段）＋⑲（上段）、下段は⑯－⑰（下段）＋⑱（下段）により算定する。
 (注3) ㉑については、()内に予定償却期間を記入すること。

様式⑥ーア 掛金率算出基礎（再計算、変更計算（一般）、新設、合併設立及び分割設立用）

3. 掛金率算定表

(2) 加算部分

(金額単位：千円)

		計		
給	合 計 (②～⑦)	①		
付	将来加入員	②		
現	現在加入員 (将来分)	③		
価	現在加入員 (過去分)	④		
	年金受給者	⑤		
	受給待期脱退者	⑥		
	その他の受給者	⑦		
	計 (⑨、⑩)	⑧		
給与現価	現在加入員	⑨		
	将来加入員	⑩		
	標準掛金率 (数理上)	⑪		
	標準掛金率 (規約上)	⑫		
	算定用標準掛金率 (Min (⑪, ⑫))	⑬		
	標準掛金収入現価 (⑧×⑬)	⑭		
	①－⑭	⑮		
	数理上資産額	⑯		
	うち、別途積立金として留保する額	⑰		
	うち、承継事業所償却積立金として留保する額	⑱		
	一時払掛金額	⑲		
	未償却過去勤務債務残高 (⑮－⑯＋⑰＋⑱－⑲)	⑳		
	特別掛金 (規約上) (予定償却期間 年 月)	㉑		
	財政方式			
[計算式]				

(注) 第五の五の(1)に該当する場合には、⑯から㉑についても給付区分ごとに記載すること。

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑥-ア-3(3) 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための特例掛金	1. 金額の表示 千円未満を四捨五入した値を記載する。 2. 積立不足の予想額 第4-4-(5)-イの(ア)～(ウ)の内訳を、それぞれ①～③に記載する。 3. 特例掛金(規約上) 規約上の特例掛金について、設定する区分(代行部分・基本プラスアルファ部分・加算部分)、償却方法、率(額)等を記載する。	・給付区分特例を実施している場合、給付区分ごとに作成すること。

様式第⑥-ア 掛金算出基礎(再計算、変更計算(一般)、新設、合併設立及び分割設立用)

3. 掛金率算定表

(3) 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための特例掛金

積立不足の予想額	千円
① 運用差損	千円
② 脱退差損	千円
③ 昇給差損	千円
特例掛金(規約上)	

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑥-ア-3(4) 評価損償却	1. 対象加入員 掛金徴収の対象者を限定する場合は欄外に注記する。 2. 金額の表示 千円未満を四捨五入した値を記載する。 3. 特別掛金(規約上) 様式⑥-ア-3(1)、(2)に準じて記載する。	(例示) ・加算適用加入員を対象として特別掛金を課す場合 ・総報酬のうち、報酬標準給与からのみ特別掛金を徴収することとした場合

様式第⑥-ア 掛金算出基礎(再計算、変更計算(一般)、新設、合併設立及び分割設立用)

3. 掛金率算定表

(4) 評価損償却

未償却過去勤務債務残高	千円
特別掛金(規約上) (予定償却期間 年 月)	

様式⑥-イ 掛金算出基礎（変更計算（特例掛金）用）

予 算 算 出 内 訳 書

科 目			推計額	算 出 内 訳
大分類	中分類	小分類		
			百万円	

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑦</p> <p>別途積立金のとりくずしの処分を示した書類</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p>次の場合に応じて、それぞれの必要書類に添付する書類として作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政再計算においてとりくずした場合 ・変更計算においてとりくずした場合 ・合併又は分割時にとりくずした場合 ・給付改善準備金に繰り入れるためにとりくずした場合 ・繰入準備金に繰り入れるためにとりくずした場合 <p>2. 基準日</p> <p>代議員会における処分の議決の日を記載する。</p>	<p>この書類単独で年金数理に関する確認が必要である。</p> <p>年金経理において不足金を生じたため当該不足金に充当する場合は、この様式によらず、「厚生年金基金における決算事務の取扱いについて（年発3323号（平成8年6月27日）」の様式④による。</p> <p>給付区分別途積立金をとりくずす場合も当該書類を使用する。</p>

様式⑦

別途積立金のとりくずしの処分を示した書類

(年 月 日)

(金額単位：円)

処分日現在の別途積立金の額 (1)			
別途積立金のとりくずし額 (2)			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">内 訳</td> <td style="padding: 5px;"> ① 掛金の上昇抑制または引下げに充てる額 ② 給付改善に充てる額 ③ 給付改善準備金に繰り入れる額 ④ 繰入準備金に繰り入れる額 </td> </tr> </table>	内 訳	① 掛金の上昇抑制または引下げに充てる額 ② 給付改善に充てる額 ③ 給付改善準備金に繰り入れる額 ④ 繰入準備金に繰り入れる額	
内 訳	① 掛金の上昇抑制または引下げに充てる額 ② 給付改善に充てる額 ③ 給付改善準備金に繰り入れる額 ④ 繰入準備金に繰り入れる額		
処分後の別途積立金の額 (1) - (2)			

(備考)

(注) 第五の五の(1)に該当する場合には、給付区分ごとの明細を備考欄に記載すること。

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑧</p> <p>掛金の額の変更の要因分析</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p>財政再計算報告書の一部として作成する。</p> <p>2. 要因分析の対象</p> <p>直近の数理上掛金率算定時から変化した掛金率または掛金額の変動について、掛金率（額）の変動の推定値を要因ごとに分析する。</p> <p>3. 区分</p> <p>掛金率（額）計算の区分に応じて適宜区分する。</p> <p>4. 分析結果の記載</p> <p>数理計算上の掛金率と同様の端数処理を行う。</p>	

<p>様式⑧ 掛金の額の変更の要因分析</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>1 基本部分</p> <p>2 加算部分</p> </div>
--

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑨</p> <p>再計算を行った者の所見</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p>財政再計算報告書の一部として作成する。</p> <p>2. 年金数理人が再計算を行った場合の取扱い</p> <p>年金数理人が再計算を行った場合は、年金数理人の所見と同じとすることができる。</p>	<p>年金数理人の所見と同じ旨記載し、記載を省略することができる。</p>

<p>様式⑨ 再計算を行った者の所見</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>1 予定利率に関する事項</p> <p>2 予定死亡率に関する事項</p> <p>3 脱退率の算定に関する事項</p> <p>4 昇給指数（報酬）の算定に関する事項</p> <p>5 昇給指数（賞与）の算定に関する事項</p> <p>6 新規加入員に関する事項</p> <p>7 財政方式その他掛金の算定に関する事項</p> </div>

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑩</p> <p>責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p>次の場合に作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合併の認可申請 ・分割の認可申請 ・決算 ・権利義務の移転及び承継の認可申請 <p>2. グループ区分</p> <p>基本プラスアルファ部分については、男女別に区分して記載し、加算部分については、標準掛金率（額）の計算上別の集団として取り扱う区分に応じて適宜区分して記載する。 給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに区分して記載する。</p> <p>3. 経理処理との関連</p> <p>責任準備金（プラスアルファ部分）、最低責任準備金、最低責任準備金調整額、未償却過去勤務債務残高の経理処理は、様式⑩に記載の値に基づいて行う。</p>	<p>少数集団の取扱いを行った場合でも、基本プラスアルファ部分は原則として区分して記載する。</p>
<p>様式⑩－1</p> <p>数理債務</p>	<p>1. 数理債務</p> <p>様式⑥－ア－3掛金率算定表に準じて記載する。</p> <p>代行部分に特例掛金を設定している場合には、特例掛金等収入現価の欄に、代行部分の特例掛金収入現価と基本プラスアルファ部分の特例掛金収入現価の合算値を記載し、備考に合算値を記載している旨及びその内訳を記載する。</p> <p>（注記例） 特例掛金等収入現価の欄には、代行部分の特例掛金収入現価（〇〇〇千円）と基本プラスアルファ部分の特例掛金収入現価（〇〇〇千円）の合算値を記載している。</p> <p>制度全体の数理債務がマイナスとなる場合には、（3）合計の合計（ウ）の合計列をゼロとし、欄外にその旨注記する。</p> <p>（注記例） 制度全体の数理債務がマイナス（▲〇〇〇千円）となるので、合計（ウ）の合計列はゼロを記載している。</p>	<p>あくまで様式の記載上の取り扱いであり、数理債務を使用した計算式はマイナスのまま取り扱うことに注意する。</p> <p>過去期間対応分（ア）及び将来期間対応分（イ）の各項目、合計（ウ）の基本部分及び加算部分については、マイナスのまま記載する。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p>2. 備考</p> <p>他の様式に記載されている場合でも、基金が留意すべき事項は重複して記載できる。</p>	

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

1. 数理債務

(1) 基本プラスアルファ部分

(金額単位：千円)

			合 計	男 子	女 子
給 付 現 価	合 計 (②～⑦)	①			
	将来加入員	②			
	現在加入員 (将来分)	③			
	現在加入員 (過去分)	④			
	年金受給者	⑤			
	受給待期脱退者	⑥			
	その他の受給者	⑦			
	計 (⑨、⑩)	⑧			
標準給与現価	現在加入員	⑨			
	将来加入員	⑩			
標準掛金率 (数理上)		⑪			
標準掛金率 (規約上)		⑫			
算定用標準掛金率 (Min (⑪, ⑫))		⑬			
標準掛金収入現価 (⑧×⑬)		⑭			
特例掛金等収入現価		⑮			
数理債務 (①+⑮-⑭)		⑯			
財政方式					
[備考]					

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

1. 数理債務

(2) 加算部分

(金額単位：千円)

			合 計		
給 付 現 価	合 計 (②～⑦)	①			
	将来加入員	②			
	現在加入員 (将来分)	③			
	現在加入員 (過去分)	④			
	年金受給者	⑤			
	受給待期脱退者	⑥			
	その他の受給者	⑦			
給与現価	計 (⑨、⑩)	⑧			
	現在加入員	⑨			
	将来加入員	⑩			
標準掛金率 (数理上)		⑪			
標準掛金率 (規約上)		⑫			
算定用標準掛金率 (Min (⑪, ⑫))		⑬			
標準掛金収入現価 (⑧×⑬)		⑭			
特例掛金等収入現価		⑮			
数理債務 (①+⑮-⑭)		⑯			
財政方式					
[備考]					

(3) 合計

(金額単位：千円)

			合 計	基本プラス アルファ部分	加 算 部 分
過 去 期 間 対 応 分	(ア)				
将 来 期 間 対 応 分	(イ)				
合 計	(ウ)				

(注) 1 (ア) = 基本プラスアルファ部分：④+⑤+⑥+⑦

加算部分：④+⑤+⑥+⑦

2 (イ) = 基本プラスアルファ部分：⑯ - (ア)

加算部分：⑯ - (ア)

財政運営基準	実務基準内容	備考																														
<p>様式⑩-2</p> <p>未償却過去勤務債務 残高</p>	<p>1. 金額の表示</p> <p>千円未満を四捨五入した値を記載する。</p> <p>2. 備考</p> <p>基本部分、加算部分欄には、償却方法、規約上掛金率（額）及び償却残余期間等の基礎数値を記載する。評価損償却掛金収入現価の備考欄の「特別掛金率」にも規約上を記載することに留意する。</p> <p>予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合、予定利率引下げによる過去勤務債務の額以外の過去勤務債務の額に係る特別掛金の額の償却方法、合算した掛金率（額）、予定利率引下げとそれ以外の過去勤務債務のそれぞれの予定償却期間のうち長い方の予定償却期間を記載する。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾力償却 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>弾力償却</td> <td>最長期</td> <td>〇〇‰</td> </tr> <tr> <td></td> <td>償却残余期間</td> <td>〇年〇月</td> </tr> </table> ・定額償却 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>年間予定償却額</td> <td>定額</td> <td>〇〇〇千円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>償却残余期間</td> <td>〇年〇月</td> </tr> </table> ・定率償却 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td>償却割合</td> <td>定率</td> <td>〇〇%</td> </tr> <tr> <td></td> <td>償却残余期間</td> <td>〇年〇月</td> </tr> </table> ・段階引上げ償却 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td></td> <td>〇年〇月から</td> <td>〇〇‰</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇年〇月から</td> <td>〇〇‰</td> </tr> <tr> <td></td> <td>〇年〇月から</td> <td>〇〇‰</td> </tr> <tr> <td></td> <td>償却残余期間</td> <td>〇年〇月</td> </tr> </table> <p>給付区分ごとに算定している場合は、区分して記載すること。</p> <p>加入員数の動向や将来の給与水準の変化を見込んだ場合は、欄外にその見込んだ内容を具体的に記載すること。</p> <p>(例示)</p> <p>〇年度から〇年間に渡り、総給与が1年あたり〇%ずつ減少し、その後は一定となるものとして算定している。</p>	弾力償却	最長期	〇〇‰		償却残余期間	〇年〇月	年間予定償却額	定額	〇〇〇千円		償却残余期間	〇年〇月	償却割合	定率	〇〇%		償却残余期間	〇年〇月		〇年〇月から	〇〇‰		〇年〇月から	〇〇‰		〇年〇月から	〇〇‰		償却残余期間	〇年〇月	<p>定率償却及び定額償却の場合、評価損償却掛金収入現価の備考欄は、この帳票の例によらない。</p> <p>((例示)を参照)</p>
弾力償却	最長期	〇〇‰																														
	償却残余期間	〇年〇月																														
年間予定償却額	定額	〇〇〇千円																														
	償却残余期間	〇年〇月																														
償却割合	定率	〇〇%																														
	償却残余期間	〇年〇月																														
	〇年〇月から	〇〇‰																														
	〇年〇月から	〇〇‰																														
	〇年〇月から	〇〇‰																														
	償却残余期間	〇年〇月																														

財政運営基準	実務基準内容	備考
	<p> 予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合は、予定利率引下げによる過去勤務債務の額とそれ以外の過去勤務債務の額に係る特別掛金の内訳について欄外に記載すること。 (例示) 規約上特別掛金 予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金 ○○‰ (○年○ヶ月) 上記以外 ○○‰ (○年○ヶ月) </p>	

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

2. 未償却過去勤務債務残高

		金 額 (千円)	備 考
特別掛金 収入現価	基本部分		
	加算部分		
	評 価 損 償却掛金 収入現価		資産の数理的評価への移行に伴う評価損等の償却 のための特別掛金収入現価 特別掛金率 (%) 償却残余期間 (年 月)
	計		
特例掛金等 収入現価	基本部分		
	加算部分		
	計		
合 計			

(注) 基本部分の欄の上段には基本プラスアルファ部分に係るものを記入し、下段には代行部分に係るものを記入すること。

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑩－3</p> <p>資産評価調整額</p>	<p>1. 表示</p> <p>数理的評価導入後又は数理的評価変更後から記載する。 給付区分ごとに資産評価調整加算（控除）額を算定した場合は、給付区分ごとに作成する。</p> <p>2. 金額</p> <p>千円未満を四捨五入した値を記載する。</p> <p>3. 利率、利回りの表示</p> <p>百分率で小数点以下第3桁目を四捨五入した値を記載する。</p> <p>4. 数理的評価の方法</p> <p>期中簿価ベース収益のうち、キャピタルゲイン以外を零とする取扱いとしている場合は、その旨数理的評価の方法欄の末尾に記載する。</p>	<p>必要項目のみ記載し、記載の必要がない欄は斜線で抹消する。</p> <p>評価の方式を遡及して変更した場合は以下の点に留意して取扱うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・左記「1. 表示」及び前年までの記載にかかわらず、選択した数理的評価方法により、遡った時点以降について記載する。 ・記載数値は、選択した数理的評価方法を用いて計算される額とする。ただし、「⑩固定資産の財政運営上の評価額」については、実際に財政検証で使用した額を記載する。 ・遡及して変更した年度が表中になくなるまでの間、評価の方式を遡及して変更した旨の注記を行う。 <p>(記載例)</p> <p>「平成〇〇年度において、平成〇〇年度初に遡及して評価の方式を〇〇方式から〇〇方式に変更した。」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政検証の年金数理人の所見において、変更内容（注記の記載例参照）とそれに対する年金数理人の所見を付す。

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

3. 資産評価調整額

（金額単位：千円）

		当年度	前年度	2年前	3年前	4年前
期中収支差	①					
期中収支元本平残	②					
期末簿価資産額	③					
期中簿価ベース収益	④					
うちキャピタルゲイン以外	⑤					
期中予定収益（I = %）	⑥					
基準収益	⑦					
期中時価ベース収益 （時価ベース利回り）	⑧	（ %）	（ %）	（ %）	（ %）	（ %）
収益差（=⑧－⑦）	⑨					
同上平滑期間中の平均	⑩					
期末数理的評価資産額	⑪					
期末時価資産額	⑫					
時価との許容乖離幅	⑬					
資産評価調整額	⑭					
運用コストの未払分	⑮					
固定資産の財政運営上の評価額	⑯					

数理的評価の方法

ア 数理的評価方式（該当の方式に○、時価と比べて低い方の額を採る場合には△）

時価移動平均方式 収益差平滑化方式 評価損益平滑化方式 時価方式

イ 時価との許容乖離率（アで時価方式を採用した場合は0）

%（≦15%）

ウ 数理的評価に使用する平滑化の期間

年（≦5年）

- （注）
- ①＝当年度中の運用収益を除く全ての収入合計から全ての支出合計を控除したもの（実現ベース）
 - ②＝ Σ （各収入×期末までの日数－各支出×期末までの日数）／期中日数
 - ⑤＝④のうち資産取引に起因する損益以外のもの。「0」とすることも可。
 - ⑥＝（前期の⑪－前期の⑮＋②）× I
I は平滑化期間中の時価ベース利回り（⑧の（ ）内）の単純平均
 - ⑦＝評価損益平滑化方式の場合④、時価移動平均方式の場合⑤、収益平滑化方式の場合⑥
 - ⑧＝損益計算書に基づき、財政運営基準の第1の（21）に定めるところにより算定される額
 - ⑧の（ ）内＝ $\text{⑧} \div (\text{②} + \text{前期の⑫}) \times 365 / \text{期中日数}$ （小数点以下2桁まで記入）
 - ⑪＝①＋⑦＋⑩＋⑮＋前期の⑪－前期の⑮
 - ⑬＝⑫×時価との許容乖離率
 - ⑭＝⑪－⑫（絶対値は⑬を限度とし、また、数理的評価の方法のアの欄に△を記入した場合、⑪－⑫が正のときは0とする。）
 - ⑯＝⑫＋⑭

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩-4 責任準備金	1. 金額の表示 千円未満を四捨五入した値を記載する。	
様式⑩-5 最低責任準備金	1. 金額の表示 千円未満を四捨五入した値を記載する。	

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

4. 責任準備金

（単位：千円）

責任準備金（プラスアルファ部分）（②-③）	①	
数理債務	②	
未償却過去勤務債務残高	③	
最低責任準備金	④	
最低責任準備金調整額	⑤	
責任準備金（①+④+⑤）	⑥	

5. 最低責任準備金

（1）前年度末最低責任準備金

（単位：千円）

前年度末最低責任準備金（前年度決算計上額）	A		
前年度末未払金及び未収金相当額	B		
計上超過額及び不足額	平成11年9月末最低責任準備金（第1号・第2号）	C	
	免除保険料（第3号～第3号の4）	D	
	権利義務の承継等 （第5号～第5号の6・第11号・第13号）	E	
	代行給付相当額（第7号～第8号の5）	F	
	中途脱退者に係る代行給付の現価相当額 （第9号～第9号の5）	G	
	権利義務の移転（第12号・第14号）	H	
	給付現価負担金（第15号）	I	
離婚分割移換金（第16号）	J		
前年度末最低責任準備金	K		

（注） $K = A + B + C + D + E - F - G - H + I - J$

(2) 年度末最低責任準備金

	免除保険料 〔第3号～第3号の4〕 ①	権利義務の承継等 〔第5号～第5号の6・第11号・第13号〕 ②	代行給付相当額 〔第7号～第8号の5〕 ③	中途脱退者に係る代行給付の現価相当額 〔第9号～第9号の5〕 ④	権利義務の移転 〔第12号・第14号〕 ⑤	最低責任準備金 (月末) ⑥
前年度末						K
4月						
5月						
6月						
7月						
8月						
9月						
10月						
11月						
12月						
1月						
2月						
3月						L
		給付現価負担金 (第15号)				M
		離婚分割移換金 (第16号)				N
		当年度末未払金及び未収金相当額				O
		最低責任準備金 (当年度末)				P
備考						

(注) $⑥ = \text{前月末の}⑥ \times (1 + r)^n + ① + ② - ③ - ④ - ⑤$
 $r = \text{平成11年厚生省告示第192号第14項に定める利率 (年率)}$
 $n = \text{当該月の日数} / 365$
Mの給付現価負担金の額には、平成11年厚生省告示第192号第1項第15号後段に定める利子に相当する額を加えること。
Nの離婚分割移換金の額には、同告示同項第16号後段に定める利子に相当する額を加えること。
 $P = L + M - N - O$

(3) 分割日の前日の最低責任準備金

(分割の認可申請及び当該事業年度に分割があった基金の決算において作成)

ア 分割日の前日における分割前基金の最低責任準備金の額

_____ 千円

イ 按分率 (B/A) = _____

ウ 分割日の前日における分割前基金の最低責任準備金のうち分割後基金に係る額

ア×イ = _____ 千円

エ 過去期間代行給付現価相当額

(単位：千円)

	計	男子	女子
計	A (B)	()	()
現在加入員	()	()	()
年金受給者	()	()	()
受給待期脱退者	()	()	()

(注) () には、分割により当該基金 (分割の認可申請を行う場合においては分割により設立される基金) が支給に関する義務を承継する者に係る過去期間代行給付現価相当額を記入。

(4) 権利義務の移転及び承継 (事業所単位) に伴う代行相当部分の年金給付等積立金 (法第144条の2に基づく権利義務の移転又は承継の認可申請及び当該事業年度に権利義務の移転又は承継があった基金の決算において作成)

ア 権利義務の移転日の前日における移転基金の最低責任準備金の額

_____ 千円

イ 按分率 (B/A) = _____

ウ 代行相当部分の年金給付等積立金

ア×イ = _____ 千円

エ 移転基金に係る過去期間代行給付現価相当額

(単位：千円)

	計	男子	女子
計	A (B)	()	()
現在加入員	()	()	()
年金受給者	()	()	()
受給待期脱退者	()	()	()

(注) () には、権利義務を移転する者に係る過去期間代行給付現価相当額を記入。

(5) 権利義務の移転（個人単位）に伴う代行相当部分の年金給付等積立金明細書（法第144条の3に基づく当該事業年度に権利義務の移転があった基金の決算において作成）

承継先基金		交付年月日	人数	代行部分相当の年金給付等積立金額
基金番号	基金名			

(6) 権利義務の承継（個人単位）に伴う代行相当部分の年金給付等積立金明細書（法第144条の3に基づく当該事業年度に権利義務の承継があった基金の決算において作成）

移転元基金		交付年月日	人数	代行部分相当の年金給付等積立金額
基金番号	基金名			

(7) 確定給付企業年金への権利義務移転に伴う代行相当部分の年金給付等積立金（確定給付企業年金法第110条の2に基づく権利義務の移転があった基金の決算において作成）

ア 基金の最低責任準備金の額

_____ 千円

イ 権利義務を移転する者に係る過去期間代行給付現価相当額

_____ 千円

ウ 基金の過去期間代行給付現価相当額

_____ 千円

エ 代行相当部分の年金給付等積立金

ア×イ/ウ=_____ 千円

(単位：千円)

	計	男 子	女 子
計	A (B)	()	()
現在加入員	()	()	()
年金受給者	()	()	()
受給待期脱退者	()	()	()

(注) ()には、権利義務を移転する者に係る過去期間代行給付現価相当額を記入。

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩-6 過去期間代行給付現価	1. 金額の表示 千円未満を四捨五入した値を記載する。	
様式⑩-7 最低積立基準額	1. 金額の表示 千円未満を四捨五入した値を記載する。	
様式⑩-8 期末保有資産額	1. 金額の表示 千円未満を四捨五入した値を記載する。	

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

6. 過去期間代行給付現価

(1) 過去期間代行給付現価

(単位：千円)

	計	男 子	女 子
計			
現在加入員			
年金受給者			
受給待期脱退者			

(分割及び権利義務の移転の認可申請時においては次の様式により作成)

(単位：千円)

	計	男 子	女 子
計	A (B)	()	()
現在加入員	()	()	()
年金受給者	()	()	()
受給待期脱退者	()	()	()

(注) () には、分割設立する基金又は権利義務を移転する事業所の加入員等に係る過去期間代行給付現価相当額を記入すること。

(2) 過去期間代行給付現価と最低責任準備金との比較

(単位：千円)

過去期間代行給付現価 (A)	
最低責任準備金 (B)	
(A) ÷ 2 - (B)	
(B) - (A) × 1.5	

(分割及び権利義務の移転の認可申請時においては次の様式により作成)

(単位：千円)

過去期間代行給付現価 (A)	()
最低責任準備金 (B)	()
(A) ÷ 2 - (B)	()
(B) - (A) × 1.5	()

(注) () には、分割設立する基金又は権利義務を移転する事業所の加入員等に係る過去期間代行給付現価相当額等を記入すること。

8. 期末保有資産額

(金額単位：千円)

	当年度	前年度	増減
流動資産 ①			
固定資産 ②			
流動負債 ③			
支払備金 ④			
純資産額 ⑤			
資産評価調整控除額 ⑥			
資産評価調整加算額 ⑦			
数理上資産額 ⑧			

(注) ⑤=①+②-③-④
 ⑧=⑤-⑥+⑦

(分割及び権利義務の移転の認可申請の場合においては次の様式により作成)

(金額単位：千円)

	当年度	前年度	増減
流動資産 ①	()	()	()
固定資産 ②	()	()	()
流動負債 ③	()	()	()
支払備金 ④	()	()	()
純資産額 ⑤	()	()	()
資産評価調整控除額 ⑥			
資産評価調整加算額 ⑦			
数理上資産額 ⑧			

(注1) ⑤=①+②-③-④
 ⑧=⑤-⑥+⑦

(注2) () 内には、分割設立する基金又は権利義務を承継する基金に移転されることとなる額を記入すること。

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑩－9</p> <p>許容繰越不足金</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 記載箇所 基金が予め定めた方法に応じて必要な部分のみを記載する。 2. 金額 千円未満を四捨五入した値を記載する。 3. ①欄 「計算基準日時点の加入員の標準給与総額」×「第4-1-(3)-オ-(ア)-aの年金現価率」の計算結果を記載する。 4. ②欄の許容繰越不足金を算出するための率 「第4-1-(3)-オ-(ア)-bの率」について、千分率で小数点以下3桁目を四捨五入したものを表示する。基金の「財政運営に関する規程」に定める値と端数処理が異なることもあるが、表示はこの端数処理に従うものを記載する。 許容繰越不足金を一定の額で定めるなど、「第4-1-(3)-オ-(ア)」と異なる取扱いを行う場合は、※等を記入して、取扱いを欄外に注記する。 5. ⑤欄の許容繰越不足金を算出するための率 「第4-1-(3)-オ-(イ)の率」について、百分率で小数点以下3桁目を四捨五入したものを表示する。 許容繰越不足金を一定の額で定めるなど、「第4-1-(3)-オ-(イ)」と異なる取扱いを行う場合は、※等を記入して、取扱いを欄外に注記する。 6. ③、⑥欄の計算方法 ③、⑥欄の計算は、基金の「財政運営に関する規程」に基づいて算出する。 	<p>・基金の「財政運営に関する規程」に定める値として、上限値を採用する場合は切捨てで設定することとなるので、記載する率と異なる場合がある。</p> <p>表中に記載された数値を用いて、単純に①×②、④×⑤と計算した結果ではないことに留意する。</p>

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

9. 許容繰越不足金

許容繰越不足金		千円
標準給与総額× a	①	千円
許容繰越不足金を算出するための率（b）	②	%
①×②	③	千円
責任準備金	④	千円
許容繰越不足金を算出するための率	⑤	%
④×⑤	⑥	千円

（注1） 許容繰越不足金は、第4の1の（3）のオの（ア）に定める方法を選択した場合は①～③で計算した額、同（イ）に定める方法を選択した場合は④～⑥で計算した額、同（ウ）に定める方法を選択した場合は①～③で計算した額と④～⑥で計算した額のうちいずれか小さい額とする。

（注2） ①の a 及び②の b は、第4の1の（3）のオの（ア）の a 及び b の率である。

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩-10 積立状況と財政計算の留保	計算結果について、小数点以下第3桁目を切り捨てた値を記載する。	

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

10. 積立状況と財政計算の留保

（1）積立状況

	当年度	前年度	2年前	3年前
純資産額／最低積立基準額（1.00以上）				
純資産額／最低責任準備金（1.05以上）				
純資産額／（責任準備金（プラスアルファ部分）＋最低責任準備金）				
純資産額／責任準備金（1.00以上）				

（注）純資産額／最低積立基準額は、平成23年度までの財政検証は0.90以上、平成24年度財政検証は0.92以上、平成25年度財政検証は0.94以上、平成26年度財政検証は0.96以上、平成27年度財政検証は0.98以上である。

（2）財政計算の留保

	当年度	前年度	2年前	3年前
（数理上資産額＋許容繰越不足金）／責任準備金（1.00以上）				

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑩-11 積立上限額</p>	<p>(1) 積立上限超過額の算出</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額を算定している場合にあつては、②を計算する際の「数理債務及び代行部分の総給付現価の合計額から免除保険料の収入現価及び政府負担金の現価を控除した額」から当該積立不足の予想額を控除し、これに1.5を乗じて②を計算する。 ・ 「①数理上資産額」が「②数理債務及び代行部分の総給付現価の合計額から免除保険料の収入現価及び政府負担金の現価を控除した額」に1.5を乗じて得た額」と「③最低積立基準額に1.5を乗じて得た額」のいずれか大きい額を下回る場合にあつては、④の額を計算することを要しない。またその際は、次の「積立上限額の計算」は記入不要。 ・ ①が③を下回る場合にあつては、②を記載しないことも可とする。 ・ ②の「代行部分の総給付現価から免除保険料の収入現価及び政府負担金の現価の合計額を控除した額」を、過去期間代行給付現価に置き換えた場合にあつては、その旨を欄外に注記すること。 <p>(2) 積立上限額の計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様式⑥-ア-3掛金率算定表に準じて記載する。 ・ (b)基本プラスアルファ部分⑩、(c)加算部分⑩の「標準掛金率(規約上)」は、ともに現行の基金の規約上標準掛金率である。 <p>(3) 積立上限超過額がある場合の掛金の控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 金額の表示 千円未満を四捨五入した値を記載する。 ・ 「利子相当額②」の欄には、①に対する控除開始予定年月までの利息相当額を記載する。 ・ 「每期控除する掛金(第2号方法の場合)」の欄には、控除する掛金の種類(標準掛金、特別掛金、特例掛金)毎に、掛金率又は掛金額を記載する。 ・ 決算報告書提出時に控除する掛金の額が決まっていない場合は、(3)の記載は要しない。 ・ 掛金の控除に係る規約変更の申請に併せて(3)を記載した様式⑩を添付する。 	<p>様式の脚注1,2の再掲</p> <p>給付区分特例を実施している場合でも、積立上限超過額は制度全体で算出するため、給付区分ごとの作成は不要。</p> <p>いわゆる「下限利率」を用いて計算し直した標準掛金率ではない。</p> <p>以下は様式の脚注の再掲</p>

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書（共通）

11. 積立上限額

(1) 積立上限超過額の算出

(単位:千円)

数理上資産額	①	
数理債務及び代行部分の総給付現価の合計額から免除保険料収入現価及び政府負担金現価を控除した額 ^(注1) に1.5を乗じて得た額	②	
最低積立基準額に1.5を乗じて得た額	③	
第3の7の(1)の①により算定した数理債務及び代行部分の総給付現価の合計額から免除保険料の収入現価及び政府負担金の現価の合計額を控除した額に1.5を乗じて得た額	④	
積立上限超過額(①の額から③と④のいずれか大きい額を控除した額)	⑤	

(注1) 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額を算定している場合にあっては、当該積立不足の予想額を控除したものとする。

(注2) ①の額が②と③のいずれか大きい額を下回る場合にあっては、④の額を計算することを要しない。(次の(2)は記入不要)

(注3) ②中「代行部分の総給付現価から免除保険料の収入現価及び政府負担金の現価の合計額を控除した額」について、過去期間代行給付現価の額が④中「代行部分の総給付現価の合計額から免除保険料の収入現価及び政府負担金の現価の合計額を控除した額」を上回らないと判断した場合は「過去期間代行給付現価の額」で置き換えることができる。

(2) 積立上限額の計算

(a) 代行部分

(金額単位:千円)

			合計	男子	女子
給付現価	合計 (②～⑦)	①			
	将来加入員	②			
	現在加入員 (将来分)	③			
	現在加入員 (過去分)	④			
	年金受給者	⑤			
	受給待期脱退者	⑥			
	その他の受給者	⑦			
政府負担金現価	合計 (⑨～⑬)	⑧			
	将来加入員	⑨			
	現在加入員 (将来分)	⑩			
	現在加入員 (過去分)	⑪			
	年金受給者	⑫			
	受給待期脱退者	⑬			
標準給与現価	計 (⑮、⑯)	⑭			
	現在加入員	⑮			
	将来加入員	⑯			
免除保険料率		⑰			
免除保険料収入現価 (⑭×⑰)		⑱			
(①－⑧－⑱)		⑲			
財政方式					
備考					

(b) 基本プラスアルファ部分 (金額単位：千円)

		合計	男子	女子
給 付 現 価	合計 (②～⑦)	①		
	将来加入員	②		
	現在加入員 (将来分)	③		
	現在加入員 (過去分)	④		
	年金受給者	⑤		
	受給待期脱退者	⑥		
	その他の受給者	⑦		
標準給与現価	計 (⑨、⑩)	⑧		
	現在加入員	⑨		
	将来加入員	⑩		
標準掛金率 (規約上)		⑪		
標準掛金収入現価 (⑧×⑪)		⑫		
数理債務 (①－⑫)		⑬		
財政方式				
備考				

(c) 加算部分 (金額単位：千円)

		合計		
給 付 現 価	合計 (②～⑦)	①		
	将来加入員	②		
	現在加入員 (将来分)	③		
	現在加入員 (過去分)	④		
	年金受給者	⑤		
	受給待期脱退者	⑥		
	その他の受給者	⑦		
給与現価	計 (⑨、⑩)	⑧		
	現在加入員	⑨		
	将来加入員	⑩		
標準掛金率 (規約上)		⑪		
標準掛金収入現価 (⑧×⑪)		⑫		
数理債務 (①－⑫)		⑬		
財政方式				
備考				

(d) 合計 (金額単位：千円)

		合計	基本部分	加算部分
過去期間対応分	(ア)			
将来期間対応分	(イ)			
合計	(ウ)			

(注) 1 (ア) = 基本部分：代行部分 + 基本プラスアルファ部分
 代行部分：④ + ⑤ + ⑥ + ⑦ - ⑪ - ⑫ - ⑬
 基本プラスアルファ部分：④ + ⑤ + ⑥ + ⑦
 加算部分：④ + ⑤ + ⑥ + ⑦

2 (イ) = 基本部分：代行部分 + 基本プラスアルファ部分 - (ア)
 代行部分：⑭
 基本プラスアルファ部分：⑬
 加算部分：⑬ - (ア)

(3) 積立上限超過額がある場合の掛金の控除

- 基金規則第47条の2第1項第1号の方法で控除する。(第1号方法)
- 基金規則第47条の2第1項第2号の方法で控除する。(第2号方法)

積立上限超過額①		千円
利子相当額②		千円
合計額 (①+②)		千円
控除開始予定年月	年	月
控除終了予定年月	年	月
每期控除する掛金(第2号方法の場合)		

(注) 決算報告書提出時に控除する掛金の額が決まっていない場合にあつては、上記(3)の記載は要しないものとし、掛金の控除に係る規約変更の申請に併せて上記(3)を記載した様式⑩を添付するものとする。

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑩ 責任準備金及び 最低積立基準額の 明細書附属書-1</p> <p>計算基礎数</p> <p>様式⑩ 責任準備金及び 最低積立基準額の 明細書附属書-1(1)</p> <p>加入員</p>	<p>1. 加入員</p> <p>様式⑤加入員数等の実績に準じて記載する。</p>	

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書

1. 計算基礎数
(1) 加入員

			当年度決算時	前年度決算時
基 本 部 分	男 子	加入員数 (人)		
		平均年齢 (歳)		
	平均給与の額 (円)			
平均加入年数 (年)				
女 子	加入員数 (人)			
	平均年齢 (歳)			
平均給与の額 (円)				
平均加入年数 (年)				
合 計	加入員数 (人)			
	平均年齢 (歳)			
平均給与の額 (円)				
平均加入年数 (年)				
加 算 部 分		加入員数 (人)		
		平均年齢 (歳)		
平均給与の額 (円)				
平均加入年数 (年)				
		加入員数 (人)		
		平均年齢 (歳)		
平均給与の額 (円)				
平均加入年数 (年)				

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩ 責任準備金及び 最低積立基準額の 明細書附属書-1(2) 新規加入者	1. 新規加入者 様式⑥-ア-2-(4) 新規加入員に準じて記載する。	

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書

1. 計算基礎数

(2) 新規加入者

ア 基本部分

			当 年 度 中	前 年 度 中
男	新規加入者 (実績)	加入員数 (人) 平均年齢 (歳) 平均給与の額 (円)		
	将来加入員 (計算上)	加入員数 (人) 平均年齢 (歳) 加入時の給与の額 (円) 平均加入年数 (年)		
女	新規加入者 (実績)	加入員数 (人) 平均年齢 (歳) 平均給与の額 (円)		
	将来加入員 (計算上)	加入員数 (人) 平均年齢 (歳) 加入時の給与の額 (円) 平均加入年数 (年)		

イ 加算部分

			当 年 度 中	前 年 度 中
	新規加入者 (実績)	加入員数 (人) 平均年齢 (歳) 平均給与の額 (円)		
	将来加入員 (計算上)	加入員数 (人) 平均年齢 (歳) 加入時の給与の額 (円) 平均加入年数 (年)		
	新規加入者 (実績)	加入員数 (人) 平均年齢 (歳) 平均給与の額 (円)		
	将来加入員 (計算上)	加入員数 (人) 平均年齢 (歳) 加入時の給与の額 (円) 平均加入年数 (年)		

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩ 責任準備金及び 最低積立基準額の 明細書附属書-1(3) 脱退率	1. 脱退率 様式⑤脱退率に準じて記載する。 () には、年初において定年年齢または最終年 齢を超えている者を除外して得た値を記載する。	

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書

1. 計算基礎数

(3) 脱退率

	基本部分		加算部分	
	男子	女子		
当年度中の実績脱退率	% (%)	% (%)	% (%)	% (%)
直近の財政計算の予定脱退率	% (%)	% (%)	% (%)	% (%)

(注) () 内には、定年年齢もしくは最終年齢以上の脱退者を除いたものを記入すること。

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩ 責任準備金及び 最低積立基準額の 明細書附属書-1(4) 年金受給者等	1. 年金受給者等 様式⑤加入員数等の実績に準じて記載する。 2. その他の受給者 年金受給者以外の受給者等について記載する。	再加入者の基本加算年金は 加算部分(年金)欄に記載 する。 グループ区分毎の明細が把 握できない場合は合計のみ を記載することができる。

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書

1. 計算基礎数

(4) 年金受給者等

				当年度決算時	前年度決算時
基 本 部 分	年金受給者	男子	人数(人) 平均年金額(円)		
		女子	人数(人) 平均年金額(円)		
	受給待 期脱退 者	男子	人数(人) 平均年金額(円)		
		女子	人数(人) 平均年金額(円)		
その他の受給者			人数(人) 平均年金額(円)		
加 算 部 分	年金受給者		人数(人) 平均年金額(円)		
	受給待期脱退者		人数(人) 平均年金額(円)		
	その他の受給者 (年金)		人数(人) 平均年金額(円)		
	その他の受給者 (一時金)		人数(人) 平均給付額(円)		

厚生年金基金の財政運営に関する実務基準

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書-2 当期運用収益・当期運用損失の詳細	1. 当期発生評価損益 年度末の固定資産の評価損益から前年末の固定資産の評価損益を控除した額を記載する。 2. 当期収益受入金 当期の簿価ベースの収益を記載する。	給付区分特例を実施し、区分運用を行っている場合は、必要に応じ給付区分ごとに作成することは可。

様式⑩ 責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書

2. 当期運用収益・当期運用損失の詳細

(金額単位：円)

		当期発生評価損益 (1)	当期収益受入金 (2)	合計 (3)=(1)+(2)	(参考) 当期末残高
信託資産	年金信託				
	投資一任				
	計				
保険資産	一般勘定				
	特別勘定				
	計				
共済資産	一般勘定				
	特別勘定				
	計				
投資	年金特定信託				
	有価証券				
	預貯金				
	計				
合計					

(注) 1 不足の場合は先頭に△を付すこと。

2 合計(3)欄がプラスのときは損益計算書の「当期運用収益」欄にその絶対値を、同「当期運用損失」欄に0を記入し、マイナスのときは同損益計算書の「当期運用損失」欄にその絶対値を、同「当期運用収益」欄に0を記入する。

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑩</p> <p>積立水準回復計画の実施状況</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p>積立水準回復計画を実施中の基金が責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書に添付する書類として作成する。 様式③-カ' に準じて記載する。</p>	<p>・回復計画の実施状況の策定時の直近の8月において公表される「年金特別会計の厚生年金勘定に係る積立金の運用利回り」の反映を行う必要があるが、代議員会の日程の都合等によりやむを得ない場合は、最低責任準備金の付利率として見込値（実績値以上である場合に限る。）を使用して作成することも可。</p>

様式⑩ 積立水準回復計画の実施状況	責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書に添付
-------------------	--------------------------

1. 積立水準回復計画を策定することとなった事業年度（最近のもの）
平成____年度

2. 計画変更の必要性（該当する□に／を記し、必要事項を記入）

- 積立水準が回復し、計画を実施する必要なし
- 修正が必要（変更計算を実施）
- 修正は必要なく、継続実施 _____

↳ 積立水準の推計

(単位：百万円)

年 度							
掛金等収入							
運用収益							
給付費等支出							
年度末純資産額①							
年度末最低責任準備金②							
積立水準 ①／②							
年度末最低積立基準額③							
積立水準 ①／③							

3. その他の措置の実施状況（該当する□に／を記し、必要事項を記入）

選択一時金を休止すること

- 実施中（平成 年 月 日より実施）
- 実施予定（平成 年 月 日より実施予定）
- 検討中
- 実施しない（平成 年 月 日決定）
- 選択一時金がない
- その他（ ）

（注）平成28年度における財政検証までにおいて、純資産額が最低積立基準額（当該基準日が平成24年度の末日の場合は0.92、平成25年度の末日の場合は0.94、平成26年度の末日の場合は0.96、平成27年度の末日の場合は0.98を最低積立基準額に乗じて得た額。）又は最低責任準備金の105%のいずれか大きい額を下回る場合に必要な額を、第4の5の（2）の②に基づき掛金を拠出することとしている場合に限り用いること。

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑫</p> <p>繰入計画書</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p>繰り入れを伴う予算の届出時に提出する書類として作成する。</p> <p>2. 年金数理人が留保することが適当と認めた額</p> <p>この額を計上する場合は、年金数理人の所見を付し、根拠を明示する。</p>	<p>この書類単独で年金数理に関する確認が必要である。</p> <p>給付区分別途積立金をとらずして繰り入れる場合も同様である。</p>

様式⑫

繰 入 計 画 書

基金番号 基第 号
基金名 厚生年金基金

1 基金の状況

- (1) 基金の設立年月日 平成 年 月 日
- (2) 財政計算の基準日
 - ア 直前の財政再計算 平成 年 月 日
 - イ 直前の財政計算 平成 年 月 日
- (3) 直前の財政計算の結果と規約上の掛金
 - ア 直前の財政計算による数理上掛金
 - イ 現在、規約に定める掛金
 - ウ 掛金に係る規約変更を認可申請中の場合、当該変更後の掛金

(4) 積立状況

- ア 純資産額 千円
- イ 責任準備金 千円 (ア/イ)
- ウ 最低責任準備金 千円 (ア/ウ)
- エ 最低積立基準額 千円 (ア/エ)

2 繰入について

(1) 機械化経費以外

- ア 限度額
 - (ア) 純資産額 千円
 - (イ) 責任準備金 千円
 - (ウ) 死亡率改善に備える額 千円
 - (エ) 給付改善準備金 千円
 - (オ) 年金数理人が留保することが適当と認めた額 千円

限度額 [(ア)-(イ)-(ウ)-(エ)-(オ)] 千円

イ 繰入れ実施計画

繰入れ予定時期	繰入れ予定額	使 途
年 月	千円	
計		

(2) 機械化経費

- ア 限度額
 - (ア) II型であったとしたときの業務委託報酬 千円
 - (イ) 業務委託報酬 千円
 - (ウ) $(ア) - (イ) \times 0.9$ 千円
 - (エ) (1) の (ア)-(イ)-(エ) の額 千円

(機械化経費以外の繰入れを行わない場合であっても(1)のアの(ア)、(イ)及び(エ)の欄に記入すること。)

限度額 [(ウ)、(エ)のうちいずれか小さい方の額] 千円

- イ 繰入れ額 千円
- ウ 繰入れ時期 年 月

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑬</p> <p>給付設計一覧表</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p>次の場合に応じて、それぞれの必要書類に添付する書類として作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基金設立の認可申請 ・ 給付設計を変更する規約変更の認可申請 ・ 合併の認可申請 ・ 分割による基金設立の認可申請 ・ 決算（責任準備金及び最低積立基準額の明細書附属書に添付） <p>2. 特記事項</p> <p>特記事項がある場合は、該当箇所の末尾に記載する。</p>	<p>給付設計の変更がない場合でも決算で省略しない。</p>

様式⑬ 給付設計一覧表

1 給付体系

代行型

加算型 → 給付の区分数（ ）

共済型

2 代行型、共済型及び加算型の基本部分

(1) 標準給与の基礎となる給与の範囲

法第3条第1項第3号に規定する報酬及び第4号に規定する賞与

その他（ ）

(2) 基準標準給与

全期間の標準給与の平均

一定期間（ ）の標準給与の平均

最終の標準給与

(3) 支給乗率

一律（ ）／1,000

期間区分ごと

（ ）年未満 ／1,000

（ ）年以上（ ）年未満 ／1,000

（ ）年以上（ ）年未満 ／1,000

(4) 支給開始年齢

老齢厚生年金と同じ

一律（ ）歳

その他（ ）

(5) 支給停止

支給停止する場合	支給停止額

(6) 連合会移換者の範囲

加入員期間（ ）年未満

→ 特例 出向

高齢（ ）

ポイント累計比例

キャッシュバランスプラン
指標の種類 ()

(イ) 年金について、額の改定を行う場合に、その時期及び改定方法

額の改定を行う時期	改定方法

(ウ) 年金の支給停止

支給停止する場合	支給停止額

(エ) 一時金の額

a 遺族一時金

保証期間分の年金現価 その他 ()

b 選択一時金

保証期間分の年金現価 その他 ()

→ a または b で「保証期間分の年金現価」を選択した場合の保証期間

支給から一定期間 () 年

一定年齢 () 歳まで

ウ 過去勤務期間の通算

無

有 → 対象事業所 通算限度
 全設立事業所 無
 一部設立事業所 有 () 年

エ 年金の繰上げまたは繰下げ支給

無

繰上げ支給有 → 年平均減額率 () %、最長 () 年

繰下げ支給有 → 年平均増額率 () %、最長 () 年

オ その他

()

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑭ 企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項</p> <p>様式⑭-1 資産の移換に係る積立状況</p>	<p>1. 書類の作成 法第144条の5第1項の規定に基づき、年金給付等積立金の一部を企業型年金の資産管理機関に移換しようとする場合に作成する。</p> <p>1. 金額の表示 円単位で記載する。</p> <p>2. 純資産の額のうち移換に係る額の計算方法 「厚生年金基金の分割に伴う資産の分割について（平成3年10月17日年発第5941号）」を準用して移換に係る額を計算することとなるが、その方法を記載する。</p> <p>3. 特記事項 特記事項がある場合は、該当箇所の末尾に記載する。</p>	

様式⑭
企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項

1. 資産の移換に係る積立状況（平成 年 月 日現在）

純資産額のうち移換に係る額 ①	円
移換に係る最低積立基準額 ②	円
一括拠出額 ③	円

(注) ① \geq ②の場合については、③は「-」を記載すること。

純資産額のうち移換に係る額の計算方法

財政運営基準	実務基準内容	備考
<p>様式⑩</p> <p>厚生年金基金 財政運営基準 第十の基準に 基づく額の遺 族給付金の給 付現価・第十一 の基準に基づ く額の障害給 付金の給付現 価を示した書 類</p>	<p>1. 書類の作成</p> <p>新基準（障害）に基づく額の障害給付金の支給を行おうとする場合又は行っている場合（行わないこととする場合を含む。以下同じ。）、新基準（遺族）に基づく額の遺族給付金の支給を行おうとする場合又は行っている場合（行わないこととする場合を含む。以下同じ。）で、かつ次の場合に作成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算 ・財政計算 <p>ただし、以下の変更計算を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付の支給に関する権利義務の移転及び承継 ・予算上の特例掛金に係る規約の変更 <p>複数の給付区分を設けている場合で、一部の給付区分のみが上記に該当するときは、その旨を欄外に記載する。</p> <p>（記載例） 「1－i）障害給付金」の右側に次のように記載する。 （当該基準に基づく額の障害給付金の支給を行っている給付区分は、第1加算です。）</p> <p>2. 金額の表示</p> <p>千円未満を四捨五入した値を記載する。</p> <p>3. 給付現価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老齢年金給付の給付現価 障害給付金の給付現価又は遺族給付金の給付現価を記載する場合に、当該記載する給付現価の算定対象となる障害給付金又は遺族給付金と同じ給付区分について算定した額を記載する。 ・障害給付金の給付現価 新基準（障害）に基づく額の障害給付金の支給を行おうとする場合又は行っている場合に、当該行おうとする給付区分又は行っている給付区分について算定した額を記載する。ただし、財政運営基準第11－3に定める新基準（障害）に基づく額の障害給付金の支給を行わないこととする場合（新基準（障害）の検証と同時の場合を除く。）は、記載不要。 ・遺族給付金の給付現価 新基準（遺族）に基づく額の遺族給付金の支給を行おうとする場合又は行っている場合に、当該行おうとする給付区分又は行っている給付区分について算定した額を記載する。ただし、財政運営基準第10－3に定める新基準（遺族）に基づく額の障害給付金の支給を行わないこととする場合（新基準（遺族）の検証と同時の場合を除く。）は、記載不要。 	<p>左記以外の場合 は ブランクとする。</p> <p>新基準（障害）に 基 づく額の障害給 付 金 の 支 給 を 行 っ て い な い 場 合 （ 行 お う と す る 場 合 を 除 く。 ） は、 ブ ラ ン ク と す る。</p> <p>新基準（遺族）に 基 づく額の遺族給 付 金 の 支 給 を 行 っ て い な い 場 合 （ 行 お う と す る 場 合 を 除 く。 ） は、 ブ ラ ン ク と す る。</p>

財政運営基準	実務基準内容	備考
様式⑰ (続き)	<ul style="list-style-type: none"> ・ i) 障害給付金 新基準（障害）に基づく額の障害給付金の支給を行おうとする場合又は行っている場合は、「当該基準で実施している」欄の「はい」に、行っていない場合（行おうとする場合を除く。）には「いいえ」に印を記載し、「はい」の場合にはそれ以降の欄を記載する。 ・ ii) 遺族給付金 障害給付金に準じて記載する。 <p>4. 基礎率等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ i) 障害給付に係る発生確率等 新基準（障害）に基づく額の障害給付金の支給を行おうとする場合又は行っておりかつ障害給付に係る発生確率を見直す場合には発生確率等について記載し、行っておりかつ障害給付に係る発生確率を見直さない場合には発生確率等を変更していない旨を記載する。ただし、財政運営基準第11-3に定める新基準（障害）に基づく額の障害給付金の支給を行わないこととする場合（新基準（障害）の検証と同時の場合を除く。）は、記載不要。 ・ ii) 遺族給付に係る発生確率等 障害給付に係る発生確率等に準じて記載する。 <p>5. 当該基準での給付の継続について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ i) 障害給付金 新基準（障害）に基づく額の障害給付金の支給を行っている場合に記載する。 ・ ii) 遺族給付金 障害給付金に準じて記載する。 	<p>（「給付設計の変更の予定等について」欄の記載例） 平成〇年〇月〇日付で給付設計の変更に係る規約変更を行って新基準（障害）を満たす予定です。</p> <p>左記以外の場合には は空白とする。</p> <p>左記以外の場合には は空白とする。</p>

様式⑰ 厚生年金基金財政運営基準第十の基準に基づく額の遺族給付金の給付現価・第十一の基準に基づく額の障害給付金の給付現価を示した書類

1. 給付現価

(計算基準日： 年 月 日)

	給付現価
老齢年金給付（脱退一時金、支給開始年齢到達前に取得する選択一時金を除く）	
障害給付金	
遺族給付金	

i) 障害給付金

当該基準で実施している はい いいえ
 基準に合致しているか はい いいえ

(※基準に合致していない場合)

○合致していないことが判明した計算基準日 (年 月 日)

○給付設計の変更の予定等について

ii) 遺族給付金

当該基準で実施している はい いいえ
 基準に合致しているか はい いいえ

(※基準に合致していない場合)

○合致していないことが判明した計算基準日 (年 月 日)

○給付設計の変更の予定等について

2. 基礎率等

i) 障害給付に係る発生確率等（発生確率等を見込む際に用いた数値についての資料を添付すること。）

ii) 遺族給付に係る発生確率等（発生確率等を見込む際に用いた数値についての資料を添付すること。）

3. 当該基準での給付の継続について

i) 障害給付金

当該基準での給付を継続する
 当該基準での給付を行わないこととする
 (行わないこととする時期： 年 月 日)

ii) 遺族給付金

当該基準での給付を継続する
 当該基準での給付を行わないこととする
 (行わないこととする時期： 年 月 日)